

Title	日中戦争下の長江流域における「密輸」(一九三七―一九四一年)(一)
Sub Title	"Smuggling" around the Yangtze during the Sino-Japanese War (1937-1941) (1)
Author	戸張, 敬介(Tobari, Keisuke)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2014
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.87, No.7 (2014. 7) ,p.37- 99
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20140728-0037

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日中戦争下の長江流域における「密輸」

(一九三七—一九四一年)(一)

戸 張 敬 介

序論

一、問題の所在——日中戦争下における党の成長

二、本稿のアプローチ

——権力に対する人々の主体的行動としての「密輸」

第一章 華中の日本軍占領地域における「密輸」

一、日本軍占領下の戦時統制

二、統制の実状と「密輸」の流れ

三、日本軍を取り巻いていた中国社会の特徴

(以上、本号)

第二章 国民政府の支配地域における「密輸」

一、国民政府による戦時の貿易管理

二、「敵貨」の流入と禁輸物品の流出

三、国民政府を取り巻いていた中国社会の特徴

(以上、八十七巻八号)

第三章 共産党新四軍の根拠地周辺における「密輸」

一、長江中下流域での新四軍の展開

二、新四軍が直面した「密輸」

三、新四軍を取り巻いていた中国社会の特徴

結論

一、「密輸」の全体像と発生原理

二、様々な集団が様々な目的でせめぎあう空間

三、不確実性と最終的な勝利とを結びつけるもの

(以上、八十七巻九号)

序論

一・問題の所在——日中戦争下における党の成長

(1) 革命過程における不確実性

権力の盛衰は、文明の発生から消滅に至る過程の主要な一部を構成する世界史の論点であると同時に、平和と安定の維持を目指す「危機管理」における重要な分析対象の一つである。古今東西には幾多の政治権力の存在を認識することができるが、本稿が焦点を当てるのは、近年の急速な発展によりほぼあらゆる分野において存在感を増す中国の「執政党」である中国共産党が、一九四九年の政治変動、すなわち、国家権力を実力によって手に入れるという意味での「革命」をいかに成し遂げたのかという問題である。中国共産党の革命過程は、中国国内においては現在もタブーの多い敏感な研究分野であり、その研究にあたっては一人の外国人として他国を研究するのと同等かそれ以上の謙虚な姿勢が求められている。しかし同時に、中国共産党というレジームの重要性にかんがみれば、その成長過程についても、実態を具体的に把握するとともに、遠慮や妥協のない現実的な分析がなされてしかるべきであり、二〇世紀前半から現在に至るまで、多くの研究者により様々な角度からの研究がなされてきている。

中国共産党がいかに中国を統一したのかという問題を考えるとき、盧溝橋事件から太平洋戦争にかけて行われた日中戦争の八年間は、共産党が国民党に並ぶ有力な勢力へと成長した時期として特別な研究意義を有している。一九二〇年代後半から繰り広げられた国共間の内戦は、一九三七年七月の盧溝橋事件以後、日本軍を加えた三つ巴の抗争へと発展する。この時期、日本軍の攻撃により国民党勢力が後退した一方、共産党勢力は一九四五年までに華北の支配地域を大きく拡大するとともに、長江中下流域（華中）にも根拠地を形成し、もはや中国内政上

無視することのできない勢力へと成長することになる。⁽¹⁾

この時期の共産党勢力の成長について、近年の中国革命史研究の動向を整理した高橋の論稿等を参考に先行研究をまとめておけば、かつての研究では、日本軍の攻撃に直面した人々が一様の反応を示し、それを利用して共産党が飛躍的な成長を遂げるという図式が用いられ、共産党勝利という帰結への明確な因果関係が説明されてきた。その代表的な研究として、C. Johnson の *peasant nationalism* 論では、日本軍の残酷な侵略に対して、生存の危機を感じ取った中国の農民が反射的に原始的なナショナリズムの意識に目覚め、それを共産党が巧妙に利用したと想定されている。⁽²⁾ この説明は、研究史の観点からいえば、中国共産党の成長と勝利の説明にソ連の「陰謀」やレーニン主義的組織技術にかけて農民の反応を持ち込んだ点で画期的であったといわれるが、研究史上でより注目されるべき点は、*peasant nationalism* 論が展開されてから、C. Johnson の結論そのものは幾多の批判にさらされたものの、その基本的な問題設定は研究者らの間で引き継がれて、中国共産党と農民の広範で強固な結合は自明視され、そのような結合を生み出した究極の要因は何かという問題設定が支配的となったことである。党と農民の間に自然な利益の一致をみない、T. Kataoka の論文を例外とすれば、M. Selden をはじめとする C. Johnson の論敵たちも、結論は C. Johnson と大きく違っていたとはいえず、問題設定そのものは共通していたのである。⁽³⁾

しかし、一九八〇年代に入ってから、いくつかの研究により、日本軍に対する人々の反応は決して一様ではなく、恐怖、逃亡、運命に身を委ねる態度から日本軍を挑発したレジスタンス勢力に対する反応に至るまで様々であったことが明らかとなり、それまでの問題設定そのものが大きく揺さぶられることとなった。例えば、華中における共産主義運動を扱った陳永発の研究は、長江デルタ地帯では、農民が初めて目の当たりにした新四軍を日本軍と勘違いし、日章旗を振り、日本軍が発行した良民証をつけて出迎えたことがあったことを指摘した。また、⁽⁴⁾

Perry によれば、国民政府が淮北において村落に自衛組織を作るよう指導したとき、これらの組織は日本軍に対するレジスタンスよりは他村の略奪に走りがちであったという⁽⁴⁾。これらの研究は日中戦争下の中国の異なる地域をそれぞれ扱っているが、いずれも、中国共産党は農民の圧倒的支持を受けていたわけではなく、むしろ農民の党に対する支持はかなり限定されていたと示唆したのである。

その上で、これらの研究は、中国共産党の勝利をあらかじめ推定主体が一步一步苦労しながら作り上げる諸条件のもとで、必ずしも統一された意思のもとに置かれていない推進主体が一步一步苦労しながら作り上げるものとして描き出そうとした。代表的なものを挙げれば、K. Hattori は、晋察冀辺区においては、共産党は広範な農民の支持は受けなかったし、また追求もしなかったが、それにもかかわらず勝利を収めることができたことから、特定の政策に対するアドホックな支持者、そして直接的・間接的な強制によって従う人々が存在すれば、共産党の勝利には十分であったとし、勝利への道は、農民大衆に大いに歓迎される政策を採用して、一時的に農民大衆の広範で強力な支持を形作ることによってではなく、そのような政策によって農村エリートを敵の側に追いやることがないよう細心の注意を払い、一步一步敵の力を削いでいくことによって切り開かれたとの見解を示した⁽⁵⁾。前述の陳永発は、実利主義的 (pragmatism) で基層社会の封建エリート (old rural elite) からの報復を恐れる農民たちを党が効果的に立ち上がらせて現状に挑戦させることは容易なことではなかったが、意識の高い農民を少数見つけることはそれほど難しくなく、民族主義や階級闘争の論理を用いながら、地主や他の現状維持勢力を追い払うという成功体験によって農民運動に勢いをもたらし、統一戦線政策に基づく農村内部の組織化や富の再分配等を通じてゆつくりと権力状況の変化を導いたとの見方を示した。そして、その過程で富農等が革命への参加に追い込まれ、党の現状打破の呼びかけに最初に呼応した匪賊及びそれに近い人々は後に排除されたとの認識を示すとともに、国家を念頭に置いた党と、農村の利害を中心に物事を考える農民らとの認識上のギャップ

に言及し、農民のナシヨナリズムが党にもたらした貢献はC. Johnsonが示唆したほど明確で決定的なものではないとしたのである⁽⁶⁾。

結果として、共産党が直面した各地の状況はこれまでの統一的で単純な図式では説明しきれない複雑かつ多様なものとして認識されるとともに、共産党と農民との強固な同盟関係よりは、不安定でうつろいやすい関係が想定されるようになった。そして、ミクロな調査に基礎を置き、革命勢力の意思が必ずしも社会に貫徹しない統御不能で不確実な側面を中心に革命過程をとらえようとする新たな研究路線が出現し、欧米で活動する研究者を中心に、主として抗日戦争期における各革命根拠地の党権力と社会との関係をミクロにとらえる分析が進められた。このような革命史研究の新しいアプローチは、ミクロな調査を通じてこれまでほとんど語られてこなかった党組織の実態に迫ろうとするものであり、中国国内においても、一部の研究者の間で抗日根拠地の基層党組織に焦点を当てた研究が発表されている。例えば、李里峰は山東省檔案館の未刊檔案等を用いて、一九三七年から一九四五年までの山東抗日根拠地を中心とする中国共産党組織の状況についてまとめている。その主な考察対象は、党組織内における黨員と幹部グループの関係、指導の実態、教育訓練、組織紀律、党政関係等であり、結論として、「抗日戦争期の中国共産党には大量かつ深刻な問題と弊害」があり、「その深刻さはときに想像を絶する、或いはとても信じられない程度に至っていた」と述べている⁽⁷⁾。

(2) 新たな解釈図式の模索

しかし、こうした観点による新しい研究路線が果たして革命史のデザインに根本的な変更を迫るものとなるかどうかには議論がある。革命史の各研究路線を理論的レベルから整理した高橋によれば、上述の新しい研究路線には以下のような特徴があるという。

「(この) 観点を採用する場合、革命の起源にかかわる分析と革命の過程(発生から、大衆の動員、暴力的紛争の激化、権力の移動、新たな制度や象徴の創出とその再生産にいたるまで)にかかわる分析とは分離されることになる。というのも、革命の過程は、人間の意志の力や偶然や突発的な事態に開かれているものと理解されるからである。革命の起源がどうであり、事件(あるいはその連鎖)としての革命の展開には別の力学がつきまとう。革命の過程においては、革命家たち自身のものを含めて、さまざまな私的利益が葛藤を演じることになるであろう。そのうえ、予期せぬ事態が革命家たちをいたるところで待ち構えているであろう。そのため、彼らは首尾一貫した行動を取ることができない。こうして、革命の過程は革命家たちの統制をはみだし、彼らの期待を裏切り、彼らの目算を無に帰さしめる。それは、大いなる不確実性のなかで、あるいは予測可能性がごく限られた状況下で、あたかも手探りで新しい秩序を構築するかのような手間のかかる仕事としてイメージされる。歴史家はこの過程を、あたかも結末を知らないかのように描いてゆくであろう。また、革命家はその過程で直面した困難なジレンマ、見過ごされた転換点、そして将来に持つ意味を理解することなく行った選択を再現しようと努めるであろう。人間の意思と実践こそが歴史の運行にとって決定的な作用を果たすと理解すること——ある意味で『陰謀史観』に通じる——が、この観点の核心なのである」。

その上で、高橋はこの研究路線が抱える「特有のジレンマ」について以下のように言及している。「この解釈図式において、歴史家はあたかも物語の結末を知らされていないかのように、あるいはフィナーレに持ち込むことをためらうかのように革命の過程を描いていく。この過程はどこまで行っても整然とせず、共産党の勝利は未来の予定表にせいぜいほんやりと浮かんでくるにすぎない。その代わり、歴史家は共産党が直面した数々の困難を再現し、いかに彼らが革命の過程を制御できなかったかを強調するのだが、そうすればするほど現実に起こった結果——すなわち最終的な共産党の勝利——と辻褃が合わなくなってしまうのである。アナーキーな状況のな

かから、共産党の勝利はどのように浮かび上がるのであろうか。その際、歴史家は物語を締めくくるために、構造的必然性の言葉を用いることなく、大いなる不確実性のもとでの革命家の機転、はったり、先手を打つ行為、偶然的恩恵や敵の自滅といった要因を強調せざるをえなくなるであろう。また、この解釈図式は革命の物語を際限のない空間的多様性の中に解体してしまう可能性をはらんでおり、「革命過程はもはや単一でもなければ均質でもなく」、「各地域固有の社会的、経済的、文化的諸条件に応じて、革命家たちはさまざまな戦略を用いながら大衆を革命過程に引き込もうと試み、そしてさまざまな性格を持った同盟(あるいは敵対)関係ができあがる」ことになるため、「歴史家は新たな発見の大いなる可能性と引き換えに、規定の結末がどのように生じたかの説明に大いなる苦悩を強いられることになる」という。⁽⁹⁾

このように、新たな研究路線から引き出される結論は、中国革命においては革命勢力の意思が貫徹せず、しばしば統御不能であり、不確実性に満ち、農民は従わず、農村は変わらなかつたという極端な言説に近づき、ひいては共産党に全国的権力を与えた政治変動がほとんど視野から締め出されてしまう危険性を有するものであり、この新たなアプローチは常に広い文脈に接合する努力を必要としている。この点、革命の発生と中国固有の歴史的条件とを接合しようと試みた好例といえるのは P. Duara と R. Thaxton の研究である。この両者の議論はいずれも、共産主義者の農村への浸透以前に、国民政府が中国の歴代王朝がなしえなかつた基層社会の掌握を試みていた点を強調し、このような近代国家建設の努力が、農村においてすでに国家と農民との間の先鋭な対立を生み出していたとして⁽¹⁰⁾いる。

しかし、これらの議論には、国民党がなりふり構わず中央集権国家の建設に着手したとき、果たして共産党の勝利はすでに予見できるものになっていたのかという疑問をつきつける余地があり、革命現場における不確実性をどのように扱うべきかという問題は未解決のままとなっている。革命を社会・経済構造(ここにはマクロ経済

世界システム、生産関係、階級及び階級間関係が含まれている)によって運命づけられた必然の産物として描くのか、それとも社会・経済構造とはほとんど無関係にあるいはそれに逆らって行為者たちが作り上げるものとして描くのかという問題は、政治変動を考察する際にしばしば議論になる論点でもあり、革命の物語がいつの時点で不可逆的となり、確定したかを述べることができるのか、また、不確実性を強調しながら、構造と対話することが果たして可能なのか、革命史が直面しているこれらの問題は歴史研究において一定の普遍性をもった問題であるといえる。

果たして、M. Selden のように、根拠地の多様な状況に適応しえた共産党の戦略的・戦術的柔軟性を強調する方法により、共産党の統一戦線政策のもとでの農村内部の改革を通じてゆっくりとした権力状況の変化に導いたとの説明を追究していくべきなのか、¹¹⁾ 党の勝利を必然ならしめるような農民の支持を想像することは難しいとの認識に立ち、K. Hartford にならうと、農村社会からの限定された支持の基礎の上に、いかなる政治・軍事戦略の組合せが党を勝利へと導いていったかを問題とすべきなのか、不確実性を踏まえた新たな革命の原理を探索する試みは現在も続けられている。こうした新たな原理の探求にあたり、八路軍と新四軍に関する基本的な事項についてまとめた穴戸らの研究は今なお有益な基礎を提供するものである。¹²⁾ また特筆すべきは、ともかくも農村の人々の主体性を回復させ、革命現場の実態に近づこうとする着実な研究もなされていることであり、例えば、日中戦争期を直接考察したものではないが、高橋は、一九三〇年代前半に共産党が閩西に構築した革命根拠地における党権力と農村社会との関係を考察し、「紅軍の勝利に基づく実力の誇示と、党を困惑させた機会主義的な農民大衆の打算と、これまた党が意図しなかった『散漫な』党組織という要素が出会ったところに党による動員能力が大幅に向上する可能性」を指摘し、農民大衆による党権力に対する接近は、党による安定した支配が実現しかけた時点と場所において、一挙に雪崩を打って生じた可能性があるとしている。¹³⁾ これらの指摘はさらなる実

証研究による検討を待つものであるといえる。

二. 本稿のアプローチ——権力に対する人々の主体的行動としての「密輸」

(1) テーマ設定の意義

日中戦争下における共産党勢力の成長はいかなる原理によってもたらされたのか。党は農村の各層様々な人々をどの程度までとらえることができたのか。また、党権力と農村社会との間の境界面はいかなる構造と性格を有し、中国社会は党の革命過程に対してどのような作用をもたらす存在であったのか。日本軍による攻撃と占領は、党を取り巻く社会状況にいかなる変化をもたらしたのであろうか。権力をめぐる情勢は、組織・レジーム、財政・金融、資源・インフラストラクチャー、情報・プロパガンダ、警察、軍事等の観点を通じて具体的に考察することが可能であるが、本稿は、戦時における物資統制や貿易管理に対して発生した「密輸」という現象を切り口に、共産党新四軍やその対抗勢力である国民政府と日本軍及びその占領地政権がそれぞれ直面していた社会状況を考察し、前述の論点に検討を加えるものである。時期としては、一九三七年七月の盧溝橋事件から一九四一年一二月の日米開戦までの時期における長江中下流域が考察の中心であり、「密輸」を通じて権力に対する社会の主体性を描き出すことが具体的な目標となる。

日中戦争下で発生した「密輸」については、すでに先行研究によってその存在が指摘されているが、各勢力の支配地域を跨いで発生していた「密輸」の全体像は未だ十分に描かれてはいない。この時期の中国における「密輸」に焦点をあてた主な先行研究として、まず L. Eastman が挙げられる。L. Eastman は「密輸」を含むいくつかの事象から当時の社会状況を考察し、「中国の一部の地域では、驚くべき程度での『敵』との平和的な相互関係が存在した」と論じた⁽¹⁴⁾。また、斉春風の研究は、中国第二歴史档案館の未刊資料等を用いて国民政府支配地域

における「密輸」に関する多くの事実をまとめ、当時人々の経済的往来が各政治勢力の支配地域をしばしば横断する形で繰り広げられていたことを指摘したが、一方で、「密輸」に対する日本側の「作為性」が強調され、日本軍占領地域内で発生していた「密輸」には十分な注意が向けられていない⁽¹⁵⁾。日本軍占領地域の全般的な経済状況についてまとめた浅田らの研究書には、重要物資に対する日本側の統制収買を取り上げた論稿も含まれているが、「密輸」に対する考察はほとんど行われていない⁽¹⁶⁾。共産党新四軍の根拠地周辺における「密輸」については、上述の陳永発や、一九三七年から一九四一年までの新四軍の活動をまとめた三好を含む近年の研究でもほとんど言及されておらず、中国国内で出版された書籍に概括的な記述はあるものの、いまだその実状がまとめられるには至っていない。

しかし、本稿が「密輸」を取り上げるのは単に当時の「密輸」の全体像が十分に描かれていないというだけではなく、「密輸」という切り口によって、戦時下の中国社会に存在した各層様々な人々の意志と主体性を浮かび上がらせることをねらいとしている。日中戦争下において各勢力による戦時統制や経済封鎖にもかかわらず発生していた「密輸」の存在、特に、日本軍占領下の地域と「抗日」を掲げた地域との間の「密輸」による経済的往来の存在は、国家主義の論理とは必ずしも一致しない斬新なイメージをもった現象であり、これにより、高橋が新たな革命の原理を模索する方法として提案しているような視点、すなわち、農民をただ共産党に従う存在ではなく、一定の能動性と積極性をもって政治的ゲームに参加する主体として理解し、「農村における特定の社会階級と外部勢力の『自然な同盟』が革命を一定の方向に推進する」というのではなく、さまざまな集団がさまざまな目的を遂げようとせめぎあう空間として——したがって、不確実性が作用せざるをえない空間として——革命をとらえる視点⁽¹⁸⁾を得ることができないかと考えたからである。つまり、本稿では、「密輸」が当時の政治勢力による統制や動員に対する人々の自主性を体現し得るものであった点に着目し、これを研究の切り口とす

ること、まさに「さまざまな集団がさまざまな目的を遂げようとせめぎあう空間」として当時の社会状況をとらえ直し、党の成長の背景にあった社会的力学について分析を加えることを目標としている。なお、一般に「密輸」とは法を破って物品を搬入することを指し、本稿も基本的にこの定義に準じるものであるが、戦時下においては統制する側から見て「密輸」にあたる行為でも、別の立場からは必ずしもそう認識されないことが多く、本稿ではこれがあくまで統制する側の概念であるという意味を込めて鍵括弧付の「密輸」を用いる。

具体的な考察対象として選択したのは、盧溝橋事件後の長江流域周辺地域である。盧溝橋事件以前において、長江流域では近代的な商工業都市であった上海を中心に流域各地の産業が相互に結びつき、アジア経済の中心地として活発な経済活動が展開されていた。盧溝橋事件後、この地域は日本軍とその占領地政権、国民政府、そして共産党新四軍の三勢力によって分断され、各地で物資の移動制限や経済封鎖が行われる中、中国国内で「密輸」が最も盛んな地域のひとつとなる。政治的境界を跨いで行われたこの地域の「密輸」は、複数の政治勢力の影響下に置かれた人々が主体的に選択した行動のひとつとして注目に値するものであり、前述の研究目標を実現する上で有意義な考察対象であるといえる。また、「密輸」という切り口と「長江流域」という空間的視野は、ミクロなアプローチによって比較的広範な地域をまとめて考察することを可能にするものであり、一定の地域的普遍性をもった原理の存在を探求する視角となり得るものである。本稿の時間的視野については、中国国内の状況が国共内戦の構図に移行し始める以前の時期、具体的には一九三七年七月の盧溝橋事件から一九四一年一月二日の米開戦までを中心とするが、これは本稿が日中戦争によってもたらされた社会的変化に主たる関心を置いていることによる。ただし、考察の幅を広げるといふ観点から、一九四二年以降の日付で作成された各機関の報告書でも一九四一年一月二日までの状況を理解する上で有意義と思われるものについては積極的に使用した。

こうした「密輸」に焦点を当てることは、党による階級横断的な同盟の可能性を検討することにもつながるも

のである。当時の「密輸」には様々な階層の人々が関与していたが、その主な主体は地主、商人、基層幹部、秘密結社（幫会）等である。周知のように、貧農が毛沢東の「湖南農民運動視察報告」で最も革命的な階級であると位置づけられていたのに対し、地主や商人らは動揺しやすすい信用の置けない存在とされ、抗日戦争期の中国共産党が統一戦線政策のもとでの多階級連合の形成を目指していたとはいえ、党と「自然な」同盟を結ぶことが必ずしも想定されてこなかった階級である。しかし、党と農村における特定の階級との「自然な」結びつきの存在は実証されているわけではなく、むしろ党と「自然に」結びついたのは様々な階級であつたと考えた方がよいのではないかとの指摘もある。¹⁹⁾ 本稿においては、権力を取り巻いていた「土豪劣紳」や「奸商」の活動が中心となつて描かれるが、実際、基層における物資の流れを掌握していたこれらの人々が党の成長とまったく無関係であつたとは考えにくく、「密輸」の主体と党とがどのような関係にあつたかを検討することは、党による革命のあり方を理解する上でも決して無意味ではないと筆者は考えている。

また、必ずしも本稿の直接的な目標ではないが、「密輸」を描くことにより、戦時下における物資の調達、管理、輸送の実態についても理解を深めることが可能であり、本稿は革命を「ロジスティクス」という視点からとらえることにも資するものである。Creveld は、ナポレオン戦争から第二次世界大戦のノルマンディー上陸作戦に至るまでの代表的な戦闘を「補給」という観点から徹底的に分析し、ロジスティクスが戦いの勝敗を決するとの見方を提起した。²⁰⁾ 勿論、戦いの勝敗には補給以外の別の要素が強く影響する可能性は排除されないが、ロジスティクスをめぐる問題が戦いにおける重要な要素の一つであり、実務的な観点から物事を理解する上で不可欠な要素であるとするれば、革命過程の分析においても、この視点をより明示的に取り入れていくことが有意義であると考ええる。中国共産党の革命過程に関する研究では、農民の動員のあり方等「ヒト」の動きに関する研究に比して、「モノ」、「カネ」、「情報」といった要素に関する研究は少なく、本稿が当時の「密輸」に焦点を当てること

により、党の部隊と物資との関わりに言及することは、特に「モノ」という観点から革命をとらえるための材料を提供し得るものである。

(2) 本稿の構成

日中戦争下の長江流域における「密輸」を考察するにあたり、資料面では日本側、国民党側及び共産党側の報告書を組み合わせたマルチアークイバルなアプローチをとり、複数の視点から当時の「密輸」という現象を再構成することを心がけた。特筆すべきものとして、日本側資料については、興亜院や満鉄上海事務所の関係者が作成した報告書(回顧録を含む)、旧日本軍各部隊や外務省が作成した報告書等を使用し、その一部は国立公文書館が運営するアジア歴史資料センター(JACAR)のホームページから閲覧した。中国側資料については、中国第二歴史檔案館が所蔵する国民政府檔案や維新政府檔案、重慶市檔案館及び四川省檔案館がそれぞれ所蔵する地方政府檔案を使用した⁽²⁾ほか、改革開放後の八〇年代に出版された『安徽省革命根據地財經史料選』や『新四軍和華中根據地史料選』等から共産党新四軍関係者が作成した当時の報告書を参照した。これらの資料にはその作成元である機関や部隊に関する情報だけでなく、対峙していた相手勢力の状況に関する情報も含まれており、その取扱いには資料作成元の情報アクセスの状況に留意する必要があるものの、異なる視点を提供し得る一つの情報ソースとして本稿において積極的に用いることとした。

本稿の構成は、日本軍占領地域、国民党政府支配地域及び共産党新四軍根據地の状況をそれぞれ考察した三つの独立の章から成り立っている。長江流域の近代商工業の中心地である上海・南京・杭州のデルタ地帯は、盧溝橋事件後大部分が日本軍占領下に置かれたことから、はじめの第一章において日本軍占領地域を取り上げ、長江デルタ地帯における物資の流れの変化を把握するとともに、旺盛な「密輸」の実状を描く。第二章では、南京陥落

後、長江上流域の重慶を臨時首都として日本軍と対峙していた国民政府の状況を取り上げ、国民政府支配地域における日本側製品の流入や、同地域からの禁輸物資流出の実状を考察する。第三章では、いよいよ本稿の問題意識における直接の考察対象である共産党新四軍の状況を取り上げる。一九三八年初めから長江中下流域に展開して根拠地を形成する過程を確認した上で、根拠地周辺で新四軍が直面していた「密輸」の状況をまとめる流れとなっているが、第一章と第二章において新四軍根拠地の外側の状況が明らかにされていることで、新四軍の状況についても自然と相対化してとらえることができるはずである。そして、本稿の最終部分である結論では、各地域における「密輸」の状況をまとめた上で、党の成長の背景にあった社会的な力学に対して分析を加え、いくつかの仮説を提起する。

本稿の叙述のスタイルとして、当時の文書がもつ質感を読み手と共有することを念頭に、一次資料の記述は、できるだけ手を加えずにそのまま大きく引用した。中国語資料の日本語訳にあたっては、自然な日本語として訳出することを念頭に置きつつも、意訳や語順の変更は極力避けるよう心掛けた⁽²²⁾。また、形式上、「事実」と「分析」とを明確に切り分けることを意識しており、具体的にいえば、第一章から第三章では、各資料に記載されている内容を相互に関連づけ、本稿の問題意識にとって意味のある形で整理、集約することに重点を置き、推測や仮説等の筆者の主観が各資料から引用した記述と混ざることがないように注意し、本稿としての分析や主張は結論に集約する形式をとった。これにより、事実関係と筆者独自の主張とが、情報の性質が異なるものとして区別され、それぞれを一層際立たせる効果が得られることを期待している。

第一章 華中の日本軍占領地域における「密輸」

本稿の第一章であるこの章では、華中の日本軍占領地域の「密輸」を取り上げる。この章の具体的な議論に入る前に、本稿と日中戦争史研究との関係について補足しておきたい。日中戦争史研究における最も重要な問題の一つは、盧溝橋事件が本格的な軍事紛争へと発展していくエスカレーションの過程であり、これまで多くの研究者がこの問題の解明に取り組んできた。⁽²³⁾ 他方、日本軍占領下の情勢に関する研究は、占領統治下での「抑圧」やそれに対する「抵抗」といった側面を取り上げたものがほとんどであり、一九四五年夏の日本の敗戦や一九四九年の政治変動との関連性については、基本的に従来の図式から日本の戦時統治や占領地政権が抱えていた問題点を指摘するものとなっている。⁽²⁴⁾ 本稿のように、日本軍及びその占領地政権を取り巻く中国社会の動きを考察することに、党の成長の背景にあった社会的な力学を検討しようという研究はほぼ皆無であるが、仮にもし党の勝利があらかじめ運命づけられたものではなく、共産党が他の政治勢力に対して必ずしも特別で絶対的な存在でなかったとすれば、同一の社会に存在した日本軍及びその占領地政権の経験についても、党を取り巻いていた当時の社会状況を理解する上で一定の研究意義を見出すことが可能であると筆者は考えている。

また本稿は、日本軍占領下の中国社会がもつ複雑さに対する理解にも資するものである。浅田らの研究書には、日本の中国支配の成否を決定する鍵は「面」としての農村を掌握できるかにあったという観点から華北と華中における日本の「農業資源収奪計画」を取り上げた論稿が含まれているが、この論稿は、重要農産物に対する日本側の収買が計画していたよりも大きく下回る実績しか得られていなかったことを指摘し、「日本帝国主義はその軍事支配・政治支配の崩壊と並行して、食糧供給という中国民衆の『民心把握』にとって重要な経済戦において決定的な敗北を喫していた」のであり、「ポツダム宣言の受諾によって崩壊したのではなく、それ以前に於いてすでに食糧危機に起因する中国民衆の全面的な民心『離反』によって事実上崩壊していた」と論じている。⁽²⁵⁾ しかし、奥村・笹川が描いたように、国民政府支配地域においても物的資源の大規模な戦時徴発や基層幹部によ

る不正・腐敗汚職が様々な問題を引き起こしていたこと⁽²⁶⁾にかんがみれば、日本側に経済運営上の問題が生じていたとしても、それを直ちに最終的な敗戦と結びつけることは必ずしも適切ではない。この点、Brook は、日本に対する「協力」なのか「抵抗」なのか、必ずしも明確に色分けできない華中の日本軍占領下の人々の行動を描き出しており、⁽²⁷⁾日本軍占領下の中国社会が持つ複雑さを理解する上で有意義なものとなっている。

以下では、まず、華中における日本軍占領地域の形成過程と物資統制の概要について述べる。次に、この地域で発生した「密輸」の規模とルートを明らかにした上で、それらの「密輸」から看取される当時の社会の特徴について論じることとする。

一、日本軍占領下の戦時統制

(1) 日中両軍の衝突と日本軍占領地域の拡大過程

一九三七年七月七日に盧溝橋事件が発生した後、近衛内閣は内地三個師団の中国派兵を決定し、北平、天津地区中国軍の掃討を命じた。長江流域においては、七月二十八日に日本人居留民の引揚げが指示されるが、日中両軍によるこの地域での本格的な戦闘が開始されるのは、八月九日夕刻の事件、すなわち、上海虹橋飛行場周辺で大山勇夫海軍中尉（上海海軍特別陸戦隊西部派遣隊長）らが中国保安隊に殺害された後のことである。同月一三日、上海で日中両軍による銃撃戦が行われ、その翌日の一四日、国民政府は京滬警備部隊を第九集團軍に改編し、張治中を総司令に任命して反撃を開始した。一五日には日本政府が松井石根大将を司令官とする上海派遣軍を編成し、第三、第一一兩師団を上海に急派することになった。日中両軍による激戦が展開され、苦戦を続ける上海方面に、日本は九月下旬から一〇月初めにかけて第九、第一三、第一〇一師団を派遣した。また、一月上旬にはさらに第一〇軍を投入し、上海派遣軍と第一〇軍は中支那方面軍として編成され、松井大将の指揮下に置かれた。⁽²⁸⁾

戦闘の末、国民政府軍が後退すると、日本軍部隊はさらに前進し、南京、徐州、漢口へと華中の占領地域を拡大していくことになる。中支那方面軍が編成された後の十一月五日、第一〇軍第六、第一八師団が杭州湾上陸に成功し、第一〇軍の側背からの攻撃により、同月一日、国民政府軍は全面退却を余儀なくされる。同月十九日、第一〇軍は予定の蘇州—嘉興の線に到達し、その翌日の二〇日、国民政府は南京から重慶への遷都を決定した。さらに、中支那方面軍の上申により、二月一日、南京の攻略命令が出され、激戦の末、同月三日、同軍は南京を制圧した。南京攻略後の一九三八年二月、中支那方面軍の指揮を引き継ぐ形で中支那派遣軍が新たに編成され、その翌月の三月には、華中の占領地域を統括する行政機構として中華民国維新政府が南京に成立した。同年四月、中支那派遣軍は北支那方面軍と共同で徐州攻略戦を展開し、五月十九日に徐州を占領した。それから約一か月後の六月一五日、御前会議で漢口・広東攻略が決定され、中支那派遣軍の隷下に編入された第二軍と第一軍は、八月二二日に漢口作戦開始命令を受け、一〇月中旬から下旬にかけて信陽、漢口を占領する。一方、華南の貿易港である広東の攻略を命ぜられた第二軍の主力は一〇月九日台湾馬公港を出発、一二日白耶士湾に上陸、その後二二日に中国軍の放棄した広東に突入、占領した。²⁹⁾

漢口と広州の占領後、日本の中国に対する軍事行動は一段階を画し、戦局は持久戦の様相を濃くしていく。一九三八年一月三日、近衛首相は「東亜新秩序声明」により日中戦争の戦争目的を闡明し、二月六日省部(陸軍省、参謀本部)決定の「昭和十三年秋季以降対支処理方策」は「漢口、広東ノ攻略ヲ以テ武力行使ニ期ヲ画シ、爾後自主的ニ新支那ノ建設ヲ指導シ殊ニ躁急ヲ戒ム之カ為当分ノ内其基礎作戦タル治安ノ恢復ヲ第一義トシ爾他諸施策ヲシテ之ニ適応セシム」ことを方針とした。具体的には、今後は占領地域の拡大は企図しないとし、占領地域は安定確保を主とする「治安地域」と抗日勢力壊滅施策を主とする「作戦地域」に区分された。治安地域は概ね「包頭ヨリ下流黄河、新黄河、廬州、蕪湖、杭州ヲ連ヌル線以東」とされ、差し当り迅速に治安を確立

すべき要域の一つとして挙げられた上海、南京、杭州を結んだ長江デルタ地帯（ただし、上海租界が日本軍占領下に置かれるのは一九四一年二月の日米開戦以降）では、兵力を固定配置し長期自給の態勢がとられた。一方、武漢は広東とともに「作戰地域」とされ、抗日勢力制圧のためにそれぞれ一軍が配置された⁽³⁰⁾。

一九三八年末以降の主な作戦には同年二月の海南島占領や、同年三月から五月にかけて行われた南昌攻略等があったが、戦局に大きな変化はなく、日本側では泥沼に入り込んだ日中戦争という意識が強まったといわれている。例えば、阿部信行陸軍大將は同年八月の組閣直前、その講演で以下のように述べていた。「昨年の暮から只今までに戦さらしい戦さはないのであります。すなわち、もう階段の段を踏むようにはなつて居らないのであります。ただ平らであるが如く、斜めであるが如く、坂道をずるずる引摺られつつ上つて行かなければならぬ。見渡すかぎり、何処で一步踏み止まるようなところは、見えぬといつてよいのであります⁽³¹⁾」。また、漢口・広東攻略後の同年一二月、国民党の指導者の一人である汪精衛が重慶を離れ、日本軍の非占領地域である中国西南部での新政府樹立を予定していたが、西南諸派に大きな反応は見られず、その後も汪精衛らは日本側と交渉しながら日本軍占領地域を中心に新政府を組織し、一九四〇年三月、南京で所謂「汪精衛政府」を成立させたが、結果として重慶との対峙状況に大きな変化はなかった⁽³²⁾。

占領地域内における治安状況については、「治安地域」に設定された長江デルタ地帯では「清郷工作⁽³³⁾」等により安全を一定程度確保するに至つたとされているが、他方、長江デルタ地帯の中心部からやや離れた占領地域では、その後も情勢が不安定なところも少なくなかつた。例えば、満鉄上海事務所が江蘇省南通県金沙鎮鎮頭総廟で行つた農村実態調査報告書によれば、一九四一年の情況は「金沙鎮附近は昭和十三年（一九三八年）三月既に我軍によつて一度確保されたものであつたが、その後戦略の見地から一旦当地域を放棄したる結果、当時皇軍に協力せる一部の有力者は虐殺或いは拉致の憂目に遭ひ、之がため一般の住民の日軍に対する態度にはやや不信の色

があり、加へて当鎮より八、九キロ北方の敵前線拠点よりの政治的策動は相当烈しく、従つて鎮内は比較的安定しつつあるも頭総廟の如き、ひとたび一步鎮外に出ずれば金沙鎮より僅々一支里にも過ぎない地点であるにも拘はらず、既に敵の遊撃地帯とも称すべき地域でその危険性は言語に絶し、これが調査上に及ぼせる影響は極めて大なるものがあつた³⁴⁾。

(2) 域内における物資の移動制限

華中の日本軍はいくつかの都市や地域を攻略するに伴い、その占領地域における戦時統制の一環として物資の移動制限を開始したが、日本軍が占領下に置いた上海を中心とする長江デルタ地帯は、盧溝橋事件以前における東アジア経済の中心地であり、アヘン戦争後に英米仏が設置した上海租界を中心に近代的な商工業が発達して来た。その特徴として、この地域の近代的な商工業は長江デルタ地帯周辺やさらに内陸に広がる農村を後背地としており、例えば、一九三六年の上海の重要輸出品を輸出額の順に挙げると、桐油、生糸、茶、皮革及び毛皮、卵及び同製品、綿布、絹織物、綿糸となるが、桐油は四川・湖南・湖北、生糸は浙江・江蘇、茶は湖南・湖北・江蘇、皮革及び毛皮は河南・湖北・湖南・四川、卵及び同製品は湖北・湖南・四川・河南・江西・江蘇・安徽を主要生産地としていた。上海の工業製品である綿糸布の順位は六位以下に過ぎなかつたが、これらの製品といえども江蘇・浙江・湖北及び華北の綿花なくしては製造不可能なものであつた³⁵⁾。

日本軍占領下での物資の搬出入に関する初期の規定として、一九三八年三月に「奥地取引ニ関スル邦人指定制」が、また同年一〇月には「中支方面軍占領地域一般商品搬出入取締規定」がそれぞれ作成されているが、軍事行動が一段階を画した一九三八年末以降、広範な品目を対象とする物資の移動制限が本格的に実施されるようになる。一九三九年四月二八日の中支那派遣軍参謀長通牒「中支方面軍占領地域内物品並ニ一般商品搬出入取締

規定」は、搬出入禁止禁制品（武器彈藥類、火藥原料藥品、阿片、軍の必要により一般に移動を禁止せる物件）、特務機關發給の許可書を有する者に限り搬出入を許可するもの（卵及同製品、豚毛、禽毛、豚腸、桐油、茶）、納税済証書を必要とするもの（税関関係にマッチ、セメント、麦粉、綿糸、紙、巻煙草、塩税関係に食塩）の三つをそれぞれ規定した。同時に、「一般商品の奥地（上海市周辺の陸海軍警備区域以外）搬出については興亜院華中連絡部の商品取引証あるいは臨時商品搬出許可証を必要とする」こと、また「一般商品を奥地より上海に搬入するには、各特務機關・特務班・憲兵等の証明を必要とする。奥地間取引もこれに準ずる」こととし、取締は憲兵・領事館警察・特務機關・海軍上海復興班・維新政府警察が協力して行うものとした。⁽³⁶⁾

これに続いて同年九月、中支那派遣軍參謀長通牒「中支方面軍需要物資ノ統制並ニ輸送ニ関スル規定」が制定された。同規定は「軍事上ノ要求ニヨリ当分ノ間」、①鋼鉄・銅・錫・鉛・亜鉛等の製品材料、鋳石、タンクステン等、②石炭、③麻類、綿花、繭・羊毛・皮革・毛皮（個人装着のもの二枚までを除く）、④漆、⑤空瓶、⑥米・麦・麦粉について、各軍師団經理部長の許可を受けたもの以外は、日本軍占領地域外への輸送を禁止するという内容を含むものであった。この取締規定により、綿花・繭等の纖維原料から米・麦等の食料品に至る基本的な日常物資が、租界を含む占領地域外への移動及び上海港からの移輸出禁止品目に組み込まれたため、この地域の経済活動に大きな影響を及ぼしたといわれている。⁽³⁷⁾

こうした物資の搬出入制限、特に華中經濟の大動脈ともいわれた長江に対する事実上の封鎖は第三国からの批判の対象となり、これを受けて日本側では物資の搬出入制限をある程度緩和する動きが出現する。日米通商条約失効（一九四〇年一月）直前の一九三九年十二月、興亜院は「第三国関係ヲ調整セントタメ差当リ南京下流ヲ開放スル」方針を決定し、東京において政府声明を發出した。一九四〇年一月、「登集団及上海方面軍部隊占拠地内物資搬出入取締規定」が制定され（同年四月実施）、同規定は敵地搬出入禁止品（第二号物資）として自動車・自

自動車部品・タイヤ、大人用ゴム底靴、ラジオ・蓄電池・小型電池、電信・電話用機器、小型電球・懐中電灯、木材、セメント、石油・ガソリン類、塩、紙類、薬品・医療用試薬を列挙し、また上海への搬入許可品(第三号物資)を金属・米・麦等一二品目に限定すると同時に、他の物資に対する搬出入取締を廃止した。⁽³⁸⁾

しかし、これにより上海や奥地での法幣(国民政府の法定紙幣)による物資買付けが旺盛となり、軍票(日本軍の占領地域で軍が正貨に代えて発行していた紙票)の価値下落を招いたほか、占領地域から蚌埠・蕪湖・杭州等を通じた中国側への物資流出の急増も問題となったため、「登集団及上海方面軍部隊占拠地内物資搬出入取締規定」は実施から二か月後の一九四〇年六月に改訂され、日用必需品を含む多くの品目が改めて取締の対象として指定された。具体的には、改訂後の規定では、取締機関として新たに設置された支那派遣軍経理部上海出張所等の許可を要する上海地域への搬入品として、一九三九年四月の取締規定で規定されていた卵及同製品、豚毛、禽毛、豚腸、桐油、茶の他、さらに繭、生糸・生糸屑、葉煙草、皮革、綿花(含落綿・屑綿)が追加され、また要搬出許可品として金属、機械、石油・ガソリン、石炭、木材、マッチ、ローソク、塩、煙草、食用油、綿糸布、毛糸・毛織物、人絹糸布、砂糖等の二五品目が指定された。⁽³⁹⁾

その後も日用必需品を含む広範な物資に対する搬出入制限は継続されたが、一九四一年以降、敵地からの必要物資獲得という観点から物資移動制限に一定の柔軟性が与えられるようになる。この動きを制度化したものととして、一九四一年九月一六日付で支那派遣軍総司令部等が作成した「揚子江下流占拠地帯物資移動取締暫行規定」は、附表第一の「移動禁止又ハ制限物資」において、①「移動禁止物資」として、兵器弾薬類(但し国民政府軍事委員会の許可せるものを除く)、火薬及同原材料(但し国民政府硝磺局の許可せるものを除く)、阿片及麻薬(但し国民政府戒煙局の許可せるものを除く)、②「敵地流出禁止ヲ最高度ニ要求スル物資」として、各種自動車及同部分品、ガソリン及石油類、各種機械類、通信機材(部分品を含む)及電池、薬品(医療及工業用)及染料、護謨(古

護謨共) 及同製品、セメント、塩、食用油、砂糖、③「敵地流出阻止及軍票対策上移動制限物資但シ敵地ヨリ必需物資獲得ノタメ要スレハ交換用物資トス」ものとして、綿糸布及同製品、毛糸毛織物及同製品、人絹糸布及同製品、蠟燭(原料共)、燐寸、石鹼、紙類、煙草、④「軍ノ現地自活及国防必需物資トシテ我方要確保物資」として、金属(素材料、非鉄金属及同製品、圓銀共)、鉍石類及石炭、米・麦・小麦粉・豆類、麻類及同製品、棉花(落綿及屑綿共)、羊毛、皮革及毛皮、牛・豚・羊、葉煙草、⑤「第三国向輸出物資」として、桐油、豚毛、豚腸、薄荷、生糸及生糸屑、繭(屑繭共)、茶、卵及同製品をそれぞれ定めた。そして、同暫行規定はその本文において、「物資ノ敵地ニ対スル流出ハ一切之ヲ禁止ス 但シ軍ノ現地自活用物資、国防上必需物資及占拠地域内民生安定上必要物資ヲ敵地ヨリ獲得スル為ノ交換用トシテ搬出スル時ハ其ノ限りニ非ス」(第五条)とし、「敵地トノ物資交流ハ豫メ支那方面艦隊司令官又ハ登集団司令官ノ認可ヲ受ケテ之ヲ行フモノトス」(第五条ノ二)と規定した。なお、同暫行規定の附則には、同暫行規定は一〇月一日より実施され、実施後従来ノ物資搬出入に関する規定は廃止すると記されている⁽⁴⁰⁾。

この暫行規定の作成過程にどれほど直接的な影響を与えたかは定かではないが、汪精衛からも長江下流域における物資搬出入制限の再検討を求めざるを得なかった。一九四一年五月、日本を訪問した汪精衛は日本政府に対し「物資流通ニ関スル問題」を提出し、以下のように訴えた。「現在一切ノ物資ノ流通ニ関シテハ其ノ軍用品タルト軍用品ニ非サルモノタルトハ問ハス甚シキニ至リテハ軍事ト全然関係ナキ商品スラ何レモ嚴格ナル制限ヲ受ケ其ノ結果和平区域内ノ商工業ハ疲弊シ物価ハ暴騰シ政府ノ財源亦枯渴ニ瀕シ国民政府ノ基礎遂ニ漸ク根本的動搖ヲ見ルニ至ラントシツツアリ」。その上で、汪精衛は具体的な要望事項として、日汪共同の委員会を設置して統制物資を再検討すること、中国商人を日本商人と対等処遇すること、物資流通促進策を立てること等を日本側に求めたという⁽⁴¹⁾。

(3) 重要物資の統制収買

こうした物資の移動制限と並行して、日本軍はその占領地域において物資の統制収買を実施した。各物資について状況は若干異なるが、日本軍は日本商社や専門の統制収買機関等を指定して委託収買にあたらせるとともに、それ以外の一般商人による買付を禁止又は制限することで、占領地域内の軍事的、経済的に重要な物資を管理下に置こうとした。例えば、食糧として重要であった米について、盧溝橋事件前の流通経路は、農民が生産した米が「米客」等によって買い集められ、郷鎮から中小都市及び上海のような大都市に幾重にも重なって設置されていた「米行」(米問屋、米穀仲買業者)を通じて消費地へと流通する形態が一般的であり、日本軍が実施した米の統制収買では、日本商社や日華合同の米糧統制委員会等が「米行」を管理することで米の収買を実現する仕組みとなっていた。⁽⁴³⁾ 米の移動には軍特務機関発行の「物品搬出許可証」が必要であり、各地の流通商人らは名義代を日本商人に支払い、日本人名義の許可証で米穀取引に従事していた。日本軍占領下に置かれた華中の主な米の集荷地には、盧溝橋事件前に中国三大米穀市場に数えられた蕪湖と無錫の両地に加えて、蘇州、常熟、崑山、松江、嘉興、嘉善等があったが、特に一九三九年八月以降、日本軍はこれらの地域で新米の県外搬出禁止を行うとともに、米穀買付商として日本大商社を指定して委託収買にあたらせた。⁽⁴⁴⁾

この米の例に見られるとおり、日本軍に指定された企業等は直接生産地から物資を買い付けるのではなく、物資を市場に流通させる役割を担っていた各地の仲買商人や卸売業者を管理することによって収買の実現を目指していた。この点に関して別の例を挙げれば、生糸の原料である繭の収買では、一九四一年二月の興亜院華中連絡部「中支那重要国防資源生糸調査報告書」中の機構図によれば、日本軍と建設庁(行政機関)の下に日中合弁の政府法人として「華中蚕糸公司(華中蚕糸株式会社)」が設置されており、同公司在許可証の発行を通じて、各地

で繭(蚕糸)の取引仲介業や卸売業を営んでいた「繭行」を管理下に置き、政府公定価格で繭行から繭を買上げ、それをさらに製糸業者に配分する役割を担っていた。⁽⁴⁶⁾その制度的裏づけとして、一九三八年八月付で決定された「華中蚕糸株式会社設立要綱」には、「中支方面ノ機械製糸業ヲ統制シ日支両国間ノ生産及輸出ノ調整ヲ計リツツ両国蚕糸業ノ健全ナル発達ニ資スル」ことを方針に、「機械製糸事業ノ経営」、「蚕種ノ製造及配給」、「産繭ノ新規利用二関スル加工業」、「必要ナル土糸ノ売買」を企業の目的とし、「繭行、機械製糸業及蚕種製造業ハ之ヲ免許制度トシテ統制ス」ることが明示されている。⁽⁴⁷⁾

各地の流通業者を管理することで収買の実現を目指すという特徴は、浅田らの研究書がまとめた棉花の統制収買の仕組みからも看取することができる。同書の内容に基づけば、棉花は盧溝橋事件前において「棉農」等の生産者↓販子(小商人)↓「花行」(棉花仲買業者)↓「軋花廠」(操綿工場)↓上海周辺の花行↓紡績業者という経路を通じて流通するのが常態であり、日本軍占領直後の棉花収買は、日本軍の指導の下に日本商社が各地の花行や操綿商の「軋花商」を管理する形で行われていた。一九四〇年一二月になると、日本側綿業組織の統合により「中支棉花協会」が設立され、その事業目的は「軍並に關係当局の指導監督の下に中支棉花(落綿其の他一切の雑綿を含む)の一元的蒐買並に配給を行なふ」(会則第二条)こととされた。中支棉花協会は主要棉産地である杭州、南京、安慶、南通、海門、啓東、太倉、常熟の八か所に支部を設置し、支部ごとに買付地域を大体定めた上で、現地の棉花商を通じた棉花の買付を実施したとい⁽⁴⁸⁾う。

また、日中合作の統制収買組織が数多く形成されたことも留意すべき特徴である。前述のとおり、米の統制収買では日華合同の米糧統制委員会等が設置され、この合同組織が「米行」を管理する仕組みとなっていた。繭の統制収買では日中合弁の華中蚕糸会社が設置されたが、これ以外にもいくつかの日中合作企業が設立されており、こうした企業では幹部か監査役の一方を中国人が担う例が多く、例えば「華中水産公司」では、総経理は日本留

学経験のある元国民党員で、經理は日本人であった。⁽⁴⁹⁾各地の農村において設立されていた「合作社」も物資の収買や輸送に関与していたとされているが、合作社は人事上、社長が中国人、指導員が日本人、労働者の多くは中国人である例が多かったという。⁽⁵⁰⁾加えて、小麦の統制収買に関する浅田らの記述によれば、当時漢口市場が揚子江上流地域最大の小麦集散地であり、日本軍による漢口占領直後は、日本軍の命令によって三菱商事が中国雜糧号(集散地買付商人)を下請商人として小麦の収買活動を行っていた。その後、日本軍貨物廠は、三井物産、三菱商事、大倉、岩井、日綿等の日本商社一四社をもって構成される「武漢軍需穀肥組合」を組織して湖北省三角地帯で収買活動を展開した。一九四〇年一月には、日中双方の商社等を組織した統制収買機関として「中支製粉連合会」が設立され、その目的は「興亜院華中連絡部指導監督の下に小麦、小麦粉及副製品の中支に於ける需給調整を計ると共に、日本、北南支、蒙疆、満州国及南方各地に対する供給の円滑化を図る」(規約第三条)こととされたが、中支製粉連合会による小麦の収買はそれほど強力なものではなく、小麦集散地から遠く離れた農村では、日本商社や日本製粉工場が中国商人を使って直接収買活動を行っていたという。⁽⁵¹⁾

二. 統制の実状と「密輸」の流れ

(1) 遊撃隊占拠地域への「密輸」

以上のとおり、一九三八年末以降、日本軍はその占領地域にて物資に対する統制を本格化したわけであるが、果たしてその実態はいかなるものであったのだろうか。物資の市場への出廻りが一般的に減少する中、日本軍は統制を通じて域内における物資の流れをある程度把握するまでには至ったが、他方、一九四一年三月、国民政府の財政部秘書処が同部貿易委員会に送付した浙江省政府浙西行署の「最近敵人統制華中陰謀及其反応(敵偽研究專題報告之一)」と題する報告書(以下「浙江省政府報告」)は、日本側の「東亜經濟月報」(一九四〇年十二月号)

が掲載した「現地経済統制」と「密輸問題」を論じた文章に以下のような記述があったとし、当時長江中下流域が日本軍占領地域全体の中でも「密輸」が最も旺盛であったとの認識を伝えている。「密輸は対外貿易から華北・華中間、滿蒙・華北間でも行われているが、特に華中の占領地域と非占領地域との間で最も旺盛である。長江下流では、これまで蕪湖、安慶、蚌埠等が密輸の最大の中心地であり、この他にも無錫、蘇州、通州等の地域が挙げられる。中流地帯では、岳州及び宜昌を中心に、鉄道、車道、運河の利用が便利な場所が密輸の中心地となっている。小規模な密輸に至っては、あらゆる地方に存在していると言え、さらに取締を強化しても密輸の風潮は依然として抑えられない」⁽⁵²⁾。

この地域で生じていた「密輸」をその主な流れに着目して整理すると、まず、日本軍占領地域から奥地の遊撃隊占拠地域へと向かう「密輸」の流れがある。その主な物品の一つであった煙草について、浙江省政府報告によれば、前掲の「東亜経済月報」(一九四〇年二月号)掲載文章には以下のような内容が含まれていたという。

「華中の敵側地域における煙草供給は完全に上海に依存しているが、密輸の取締強化が供給不足と価格高騰を引き起こしたため、内地同様に品不足であり、現在、上海近辺の地方では上海市の中心部より価格が高くなっている。煙草は運搬が容易であり、厳しく取り締まっても尚毎日少量の密輸を行う者は三、〇〇〇人程に及び、多くは荷車を利用し、近隣であれば毎日二回以上往復することが可能である。最近の調査結果によれば、上海から蘇州へ向う車中の乗客のほとんど、一日で九万箱を密輸することが可能である。最近の調査結果によれば、上海から蘇州へ向う車中の乗客のほとんどは全員が煙草を密輸し、少女らでさえも煙草を手提げカバンの中に入れてひそかに運んでおり、これらの人々は煙草を麻の袋や布の包みで偽装している。大きな駅では監視が厳しいため、皆小さな駅で下車しており、例えば、陸家浜、昆山、南翔、直為、黄渡、安寧、天福、正儀等の駅である。敵側の調査によれば、陸家浜の駅では毎日煙草を携帯して下車する乗客は四〇〇人以上に及んでおり、陸家浜に下車する乗客の多くは、蓬萊鎮淀山湖へ行けば運河輸送に便利であると

の理由からであった⁽⁵³⁾。

浙江省政府報告によれば、同掲載文章はこれらの地域は「遊撃隊」が集中しており煙草の需要が特に大きく、煙草の「密輸」は荷車による輸送費と「遊撃隊」が徴収する通行税を支払ったとしても利益を得ることができたと説明していたという。また、浙江省政府報告は同掲載文章に以下のような記述も含まれていたとし、煙草ほど状況はひどくないにしても、マッチ、砂糖、綿布等の物資についても「密輸」が行われていたことを明らかにしている。「マッチ、砂糖、綿布等は煙草より利益が大きい、仕入れや輸送が比較的難しいため、煙草ほど密輸状況はひどくない。少量の小包による輸送は相当多く、綿布の九月の小包発送数は七、〇〇〇件に近づき、八月の三倍となった。これらの物資を数多く積み上げて大量輸送するのは経験の浅い商人には比較的難しいが、ベテラン商人は貨車や船を用いて注意深く大量輸送することが可能であった⁽⁵⁴⁾」。

次に、興亜院華中連絡部の命により、華中塩業股份有限公司の茂木一郎氏等四名が、「中支塩ノ國內配給關係調査」のため一九四〇年七月三日から約一か月間、徐州、蚌埠、南京、安慶、蕪湖、鎮江、揚州等で現地出張調査を行った結果として作成した同年八月付報告書(「秘」扱い)は以下のように述べ、当時の状況を「私塩横行時代」と形容しながら塩の「敵地」への流出について言及している。

「事変前ニ於テ中支ニ配給セラレタル塩ハ兩淮塩、兩浙塩、松江塩ヲ主トシ、一部地方ハ川塩、長蘆塩、山東塩ノ補給ヲ受ケ居タリ」。「兩淮塩ノ銷区ハ湖北、湖南、江西、安徽、江蘇、河南、山東ノ七省二百八十三県ニ及ベリ。然モ淮南塩ハ近時其産額激減セル結果、江蘇外江食岸及内河食岸等淮南塩産場附近ニ供給セラルルニ止リ、其他ノ地方ハ総テ淮北塩即海州塩ヲ以テ配給スルニ至レリ」。「兩浙塩及松江塩ノ銷区ハ浙江省全省、江蘇省ノ長江以南(江寧附近即外江食

岸ヲ除ク) 及江西省ノ廣信府及安徽省ノ廣德州徽州府ニ限定セラレ其行銷地ハ一百十四県一租界ニ亘ル。「一定塩場ノ産場ヲ以テ一定区域ニ配給スル事變前ノ銷区制ハ、今事變ニ依リ全ク停止セラレ、各塩場及銷区ノ貯塩ハ、匪賊又ハ商人ノ手ニヨリ自由ニ塩価高キ地方又ハ搬出容易ナル地方ニ運ビ去ラレ、全ク私塩横行時代ト變ジ從テ塩稅收入ハ杜絶スルト共ニ、其課金ハ各所通過地ニ於ケル匪賊ヘノ納金ト化シ、徒ラニ匪賊勢力ノ培養資金トナレリ」。「華中塩業社設立セラレ、海州塩ノ配給ヲ開始スルニ至リ始メテ官塩ノ再現ヲ見タルモ、其配給範圍ハ、皇軍占拠地域ノ主タル都市及其附近ニ止リ中支一帯ハ依然私塩ヲ以テ満たサレ兩浙塩、松江塩、淮南塩ハ、殆ド其全部ガ私塩化セルモ、是ガ取締困難ニシテ、其横行ニ放任スルノ已ムナキ状態ニ在リ。從テ海州塩モ事變前ノ如ク一定ノ銷区ニ配給ヲ限定スルコトナク、皇軍占拠地域ニ亘リ配給スルコトナレルガ、私塩ノ行ハルル地方トノ境界ハ嚴然タル区画ヲ定メ難ク、私塩ノ皇軍占拠地域ニ侵入スルモノアルト同時ニ、海州塩ノ敵地ニ流出スルモノ少ナカラズ其最顯著ナルモノハ、蚌埠及蕪湖ニシテ、同地方ニ配給セラレタル數量ノ約四分ノ三乃至五分ノ四ハ敵地ニ流出セルモノノ如ク、敵地ニテハ塩価高キヲ以テ塩商トシテハ、利潤多キ敵地搬出ヲ計畫スルニ至ルモノナリ。安慶ニ於テハ、是ガ取締リヲ嚴重ニシ、流出ヲ防ギ居レルガ、蕪湖ニ於テハ種々ノ事情アリテ、只塩務管理局ノ許可証ノミニ依リ搬出ヲ許シ居レルヲ以テ、大通、荻港等行ノ名義ヲ以テ搬出セシモノヲ、途中ヨリ舟行ヲ變ジ、或ハ積替ヲナシ、主トシテ河家壩ヨリ江北ニ入り、巢湖南方ノ沼澤地ヲ西行シ、桐城、潛山等ノ奥地迄運入スルモノノ如ク、揚子江南岸ニ於テモ、若干陸路ヲ經テ搬出セラルルモノアル模様ナルガ其數量等ハ明ナラズ」⁽⁵⁵⁾。

同報告書は、続けて以下のように述べている。

「其他ノ地方南京、鎮江、揚州、無錫、蘇州等ハ、海州塩ノ配給數量少キ為メ、敵地へ流出ノ余裕ナク、杭州ノ如キハ、同市内ノ消費量月六千担程度ト推セラルルガ現在海州塩ノ販売數量八月二千担内外ニ過ギズ、不足分ハ皆私塩ニヨリ賄ハレ居ルモノナリ。即チ舊兩浙塩(松江塩ヲ含ム)銷区ニテハ、依然同塩ガ私塩トシテ浸入シ居ルモノニテ、海州塩ハ

寧口補充的ニ配給セラレ居ルモノト見ルベク、從テ是等ノ地方ハ決シテ塩ニ不足シ居ラズ、又是等ノ私塩ハ錢塘江沿岸産地ヨリ、硤石地方其他ノ水路ヨリ大湖南方ヲ通過シ、敵地ニ入ルモノ少ナカラズ杭州附近ニ於ケル三墩鎮、塘樓鎮、新市等ハ敵地行私塩ノ集合地タリシナリ。又淮南塩ノ私塩ハ洪澤湖北岸ノ淮陰地方ニ集積シ居リ、盱眙、五河等ヲ經テ巧ニ津浦鉄道ヲ横斷シテ西部ニ密送セラルルモノノ如シ。其外ニ猶岱山、余姚等ノ塩ガ揚子江下流ノ許浦及劉河許ヨリ常熟、蘇州方面ニ潜入シ来ルモノ尠カラザルモノアリ。又淮南塩ガ鎮江下流ノ楊中県ヨリ丹陽地方ヲ横斷シテ敵地ニ流入スルモノアルガ如シ、以上記述セルガ如ク江南三角地帯ニ於テハ、各方面ヨリノ私塩ノ浸入ニヨリ、民需ニハ事欠カザルノミナラズ、深く敵地迄供給シ居ル状態ナリ。從ツテ此地方ニハ強ヒテ海州塩ノ供給ヲナスヲ要セザルベク寧口私塩招致ノ方法ヲ研究シテ之ヲ官塩化シ、舊塩制ノ如ク、両浙塩及松江塩ヲ以テ配給スルガ如ク処理スベキモノナルベシ⁵⁶。

塩の流出は武漢方面でも問題となっており、華中塩業股份有限公司が「秘」扱いで作成した一九四〇年一二月付「中支塩ノ国内配給関係調査報告書（上流編）」は、「呂集團管区ニ於ケル塩配給関係」について以下のように述べていた。武漢市内においては、「武漢塩政管理法」が実施されてからは、同法に基づいて「塩政管理局」が配給の運用にあつては、「故ニ武漢特別市ニハ事変直後ニ於テハ元賣捌人三七軒、小売人三〇〇軒ヲ特許シ、之ヲシテ円滑ナル配給統制ヲナサシメツツアリシモ、元賣捌側一部ノ策動ニ依リ、市外並ニ非占領区域内ヘ流失ノ懼レアル状態ニ至リタルヲ以テ、本年五月一日ヲ期シ、元賣捌人制度ヲ廢止シ、小売人ヲシテ配給組合（日本人側ハ武漢日本人塩配給組合、華人側ハ武漢銷塩公會）ヲ設立セシメ、組合ヲ通シ直接塩政局ヨリ配給ヲ実施シ、以テ公定価格ニ依ル小売販売ヲナシツツアリ。尚進ンデ理想的配給ヲ為サントシテ、関係各機関ト折衝シタル結果、保甲制度ヲ強化改善シ、切符制度ニ依ル配給ヲナサント計畫中ニシテ、之ヲ實現セシメテ、市内ニ依然トシテ影ヲ没セザル奸商ノ密売買取引ヲ撲滅セント企圖セリ⁵⁷」。

当時の遊撃隊には国民政府軍や共產党新四軍の部隊から地方土匪に近いものまで様々であったといわれるが、岡村部隊參謀部第二課が作成した一九四一年八月付報告書は、共產党新四軍による日本側からの「物資導入」について以下のように述べ、奥地での製造が困難な工業製品が主な「密輸」の対象であったとしている。「中共自ラ告白スル如ク材料ト交通ノ關係上匪区内ノ大工業建設ハ不可能ナリ」、「敵側カ獲得ヲ企図スル物資」は「塩、石油、マツチ、紙、印刷機械、印刷インク、文具等」や「電機、電池、藥品、医療器具等ノ軍用品」であった。その導入方法には「聯銀券利用ノ収買」や「不必需品又ハ必需品ヲモ流出シテ謀略的バーター」等があり、「我方封鎖線ヲ少量ツツ匪区内へ搬入集積シ各種運輸機関ヲリレー式ニ活用集团的ニ山間僻地ヲ夜間運搬ス」、「民衆、腐敗官吏、奸商等ヲ利益ヲ以テ懷柔シ搬出ニ便ス」⁽⁵⁸⁾「搬出証明書ノ偽造、市場ヲ利用スル商人ニ偽装シテノ搬出」といった手段が用いられている。

遊撃隊側では「日貨」の流入が禁止されていたが、「日貨」はそれでも様々な方法により盛んに搬入されていた。興亜院華中連絡部の「占領地区ト敵遊撃地区トノ物資交流關係」と題する報告書には一九三九年九月の実地調査時の状況について以下のように記述している。

「蚌埠ヲ中心トスル物資流動ノ現状ニ於テ特徴的ナ現象ハ敵地ヨリノ農産品ノ搬出ハ戦前ニ比シ激減シテシマツタガ、他方上海方面ヨリノ日用品ノ搬入ハ依然トシテ比較的多量ニ行ハレツツアル一事デアル。敵地ヘノ日用物資ノ搬入ハ種々ノ方法ニヨリ可ナリ盛ンニ行ハレテ居ルコトハ予想ニ難クナイ。「敵地ニ於ケル遊撃隊ノ日用品ノ流入ニ対スル態度ハ依然トシテ日貨ノ流入禁止ヲ建前トシテ居ル。壽県、六安方面ノ一部遊撃隊ハ日本品ヲ見分ケル為ノ業務ヲ『貨物検査所』デ行ヒ、又五河方面デハ日本品ニ対シテ相当高率ノ課税ヲ行ツテ居ル事実ガ皇軍ノ五河入城後明瞭トナツタ。「ケレ共、現状ニ於テハ奥地ニ日用品カ極端ニ不足シ急激ニ自給自足モ不可能デアル為、事実上ハ日貨ト雖已ムヲ得ズ

トシテ、寧口入手ニ努メテ居ル如クデアル。「日貨抵制」ノ建前ノ為ニ、此ノ場合ニハ勿論税金ヲ取ツテ居ル。「五河
県ノ一地方ニ於ケル例ニヨルト、奢侈品目目サレルモノニハ十割以上ノ税金ヲ徴シテ居タ、併シ遊撃区デハ一般的ニ日
用品ノ流入ヲ制限シテ居ルコトハ明瞭デ、或地方デハ盛シニ石油ノ使用制限ヲ布告シテ居ル」。

なお、同報告書によれば、「一口ニ遊撃隊ト称スルモノノ中ニモ、共産系ノ『新四軍』モアレバ、中央軍、広
西軍、或ハ全クノ地方土匪的ナモノモ存在シ、彼等ノ活動方針ハ、全般的ニ必スシモ統一サレルニ至ツテキナ
イ」状況であつたとい⁽⁵⁹⁾う。

また、同報告書は続けて以下のように述べている。

「日用品ノ流入事情ノ実状ニ付、二、三ノ例ヲ述ベテ戦前ト比較スルト、綿糸ハ戦前一箇年(民国二十六年)約七千俵
(約二百萬元)程度ノモノガ上海方面ヨリ蚌埠ニ移入サレテ居ルノニ対シ、本年ハ現状ヨリ推スト約二千俵程度ノ移入
ガ行ハレル見込デアリ、綿布ハ民国二十六年約六千萬匹(七百萬元)デアツタモノガ本年ハ約八十萬匹程度ニ増加スル
模様デ、石油ハ戦前一箇年二百八十萬ガロン程度ノ移入ガ本年ハ一月ヨリ五十九萬ガロンガ蚌埠ニ流入シテ居ル」。「民
船ノ極端ナ減少ヲ見ツアル現在ハ小量ツツ人ノ肩ニ依テ運バレルモノガ多ク、民船ニヨルモノハ下流ノ五河、上流ノ
田家庵迄ハ蚌埠ニ存在スル長淮航業公会ノ手ニテ運バレ、夫レヨリ先ハリレー式ニ遊撃地区ノ民船ニ積ミ換ヘラレテ運
バレテ居ル。更ニ今流入系路ニ於ケル特徴的ノ現象ガアル夫レハ一度蚌埠ニ著イタ日用品カ再ビ津浦線テ北上シ、隴海
線ニ積ミ換ヘラレテ、帰徳(高邱)ニ荷卸サレ、帰徳ヨリ毫県ニ入り、夫レヨリ更ニ奥地遊撃地区ニ搬入セラレツツア
ル事実デアル」。「之ハ比較的大量ノモノデアル。大和阜陽方面ヨリ法幣ヲ持ツテ商品化入ノ為来蚌シタ商人ハ殆ント全
部此ノ方法ヲ用ヒテ居ル、蚌埠市内ノ比較的大規模ノ綿糸布商店ノ前ニハ、商邱行ト書カレタ荷物カ数多ク見ラレタ」⁽⁶⁰⁾。

さらに、興亜院華中連絡部がまとめた一九四一年一〇月付「解散迄ノ新四軍」と題した報告書は以下のとおり述べ、物資の欠乏を背景に行われた新四軍による日本軍占領地域からの物資搬入について言及している。「新四軍ハ斯ク被占領地区トノ経済関係ヲ絶縁シテキル為民衆ハ極端ナ日用品ノ欠乏及騰貴ニ悩マサレテキル。江北ニ於ケル生活必需品ノ欠乏状態ニ関スル報告ニ依レバ」、「江北ニ於テ糧食ハ窮乏ヲ極メ米ノ入手不能ノ為麦ヲ常食トシ、砂糖、塩等モ欠乏シ、塩ハ一斤三角以上ニシテ、棉布ハ僅少ナル地方ノ手工業生産ニ依存シ、物資ノ補給ハ主トシテ日本軍駐屯地（六合、来安等）ヨリノ小売商人ノ搬入ニ俟テ、昭和十五年七月迄ハ其ノ搬入物資ノ制限大デアツタガ最近之ヲ緩和シ、搬出物資モ亦穀物ヲ除ク外ハ解禁シタ」。「江北ニ於ケル新四軍ハ三河作戦以来我が経済封鎖ノ強化ニ依リ軍需物資ノ補給殆ト絶エタル為、新四軍ハ合作社ヲシテ各地ニ社員ヲ派遣セシメ民間所有ノ物資ヲ少量宛強制的ニ徴発シテキタガ、軍民離反ノ傾向ガアル為最近合作社員ヲ南京方面ニ派遣シ物資ノ少量購入ヲ為サシメテキル」。「又昭和十五年八月第二支隊幹部ノ取調べニ依レバ」、「新四軍ハ工業製品ニ欠乏シ、農抗会ヨリ納入シタル雑穀、薪等ヲ蕪湖方面ニ搬出シ、同地ヨリ棉布、マツチ、石油、石鹼等ヲ購入シ、部隊及住民ニ販売シテキル」。「斯ク新四軍ノ地盤ニ於テハ軍民共ニ物資ノ欠乏ニ悩ミ、日本軍占據地区ヨリ物資ノ搬入ヲ企ツテキルコトヲ知ルノデアル」⁽⁶¹⁾。

中国側で確認された「日貨」の流入のうち、どこまでが日本側の意向に基づく物資移動であったかは定かではないが、戦争が膠着状態となった一九三九年以降、「日貨」の流入はより大規模なものとなっていた。その詳細は本稿の第二章でまとめるが、国民政府支配地域の「密輸」についてまとめた斉春風によれば、以下のような状況が存在した。当時、日本側製品を日本軍占領地域内で販売することは「合法」であった一方、封鎖線を越えて国民政府の支配地域で販売すれば「密輸」として取締りの対象となったことから、両地域の境界線周辺にはいくつかの「密輸」の中継点が形成されていた。中央研究院社会科学研究所の若手研究者であった姚曾蔭（一九一五-

一九八八)は、一九四二年初の「金融知識」創刊号で発表した「戦時大後方の貿易バランス」という論稿の中で、日本の特務機関の經濟部は一九三九年の間に「密輸」された日本側製品は約一・三億元に及ぶと推計しており、この推計値の方がより現実に近いと述べ、また、一九三七年七月から一九三八年末までは戦線が移動したために大規模な「密輸」は実行不可能であったが、一九三九年以降戦争は膠着状態となり、大規模な「密輸」が同年前半にはすでに開始され、年の後半には猛威をふるうようになったと指摘していたという。⁶²⁾

なお、「密輸」に関連して、遊撃隊が実力によって日本軍占領地域から食糧を獲得していた例についても触れておけば、一九四二年九月以降、浦東周辺で一人のゲリラ部隊を率いて活動していた朱亜民という人物は、その回顧録において、清郷工作のために食糧調達すら困難となる中、日本軍占領地域側から「抗日愛国税」を調達していた当時の状況を以下のように述べている。

「大団鎮の大漢奸であった韓鴻生を処刑してからまもなく、臆病な大商人の周士奎が大団鎮の偽商會会長を引継いだので、我々はまず大団から突破口を開き、我々の部隊の資金供給源の問題を解決することを決定した。一九四二年の冬のある日、自分は一通の手紙を書いて、周士奎が我々に代わって大団鎮商業界から米五〇〇石相当の抗日愛国税(中文：抗日愛国捐)を受け取るよう求める内容とし、その手紙の送付を林志傑に頼んだ。林志傑という者は機転がきいており、彼は遅い時間になるまで待つてからこの手紙を周士奎に渡し、『自分は新場からもどってきたが、朱亜民の部隊に拘留され、日が暮れてようやく逃してもらったが、この手紙を貴方に届けるようにと言われた』と周士奎に述べた。周士奎はこの手紙を受け取ると、これをおざりにしておく度胸はなく、韓鴻生のような末路となることをひたすら恐れた。そのため、彼は敵の目を盗んで商業界に召集をかけ、大商人からは多く取り立て、中商人からは少なく取り立て、夫婦二人だけでやっている店からは取り立てないという我々のやり方に従って均等に分担させ(中文：攤派)、早くも五〇〇石相当の愛国税の徴収任務を完成させた。それ以来、我々は両面派政権を利用して、我々の代わりに経費の調達をさ

せる方法を念頭に置くようになった⁽⁶³⁾。

(2) 上海方面への「密輸」

次に、各種物資の主要集散地であった上海方面へと向かう「密輸」の流れがあり、各機関の報告書からは、少ない品目の物資が問題となる規模で日本軍の統制外を流通し、上海租界等の華商や第三国商人の下に流れていた様子が浮かび上がってくる。まず、上海近郊が主な生産地であった繭は、当時上海の主要輸出品であった生糸を製造するための原料として一定の経済的重要性を有していたが、興亜院が一九四一年二月付で作成した「中支那重要国防資源生糸調査報告書」は当時の「蚕糸業統制難の情勢」について以下のとおり説明している。「華中蚕糸会社が政府免許を受けた蚕種製造場一二ヶ所の内、華中蚕糸の統制下に正規委託契約をなし、昭和一四年蚕種の製造をしたのは九五ヶ所で、委託契約を結んだものも華中蚕糸の統制の下に蚕種を製造し其の配給権を同会社に帰属せしめる趣旨に応じたものは浙江省内の蚕種工場のみで、江蘇省方面は製造のみならず販売にも事実上自由営業で全く変わらざる状態を現出している」。また、昭和一四年春蚕期より糸価が高騰し、「小規模製糸にも有利な採算を齎す」状況の下、「土着資本家の復帰気運とも合致して、統制圏内に収容し盡されざる遊休工場及遊休蚕糸労働並に統制圏内に吸収し盡されざる原料繭を糾合し、家庭手工業製糸の名の下に小製糸場が設立され、更に我方の原料繭対策の影響を受けた租界系廠の地方転出も加わって地方中小製糸工場が続出」しており、「無免許営業に対し千元以下の罰金を科し営業停止を命じる規定があるが、実際上の取締は困難」な状況であった⁽⁶⁴⁾。

また、興亜院の同報告によれば、華中蚕糸会社の免許繭行三三〇行の大部分は委託契約を結び、一九三九年に繭買入れに当たったが、「此中には開行し能はざるものもあり、尚外に華中蚕糸会社と関係なく開行したるもの

が三〇〇余行あると予想された」、「従って此の方面の繭は特定者に同公司名義を以て委託買付を為さしめ買付繭の半は同公司に譲渡をし、半は製造生糸として同公司に委託販売せしむる約束の下に同公司名義を以て繭搬出を為さしむる等の使法を講ずると共に、一方同公司是公定繭以下の買付を行った地方も皆無ではないが大体においては公定繭以上に買い進んだのであるが思惑的に繭買付をした地方の繭商人又は租界糸廠と密約ある商人の手に相当量の繭が渡った形跡があり、我方の手に帰した原料繭は生産額の大約四割見当と見られた」。また昭和一四年の上海輸出生糸のうち、日本側の手によるものは、器械生糸の四〇%、器械生糸及び坐操生糸の二八%に過ぎないのが実情であり、輸出生糸検査所を設けたが輸出統制はほぼ不可能である。「現在の生産機構、統制の方針、方法等を検討し、根本対策を速やかにつくらねばならぬ」、「我方が繭の配給過程に立入って直接的に統制を行ふことは現下の状態では無理」であり、「直営繭行は総ての条件が整って無理なく取引が行はれる個所に止め、一般には繭行主に当たらしめることが当面の措置として可」、「繭価については標準価を公定し置き、地方農家に対する買付操作は従来の慣行に準じ繭行主等に委せ、繭行に資金資材等の援助を為し其他我方との連絡を緊密にする工作を充分にとりて原料繭を我方に収めるようにするのが適当と考⁶⁶えられる」。

こうした上海方面への「密輸」は繭だけに限らず、米、生糸、棉花、卵、豚毛、禽毛、生皮革等の品目でも程度の差こそあれ同様に存在していた。前掲の浙江省政府報告は、「東亜経済月報」（一九四〇年二月号）掲載文章に以下のような記述があったとしている。

「米の密輸は最近相当の大規模となっており、主に常州、無錫、蘇州、昆山、呉江からやってきて、夜間に自動車や船等で上海付近へと大量輸送している。監視の目を遮るため、市内に搬入する際は自動車、トラック、バイク等により分散して運搬している。その輸送費は每袋一五元程度であるとされており、生産地の価格（約六〇元）と上海市

内の価格(約九〇元)との間の約三〇元の価格差により巨大な利益を得ることができる。その他にも、駅員と結託して、検査済み貨物として積載し、普通貨物同様に上海に輸送している。「生糸についても米同様の方法で密輸され、密輸費用は租界への搬入に毎担五〇〇、六〇〇元から一〇〇〇元程度で、山西路益湯弄付近の生糸商に販売されている。鉄道を利用する場合、大部分は蘇州、無錫等の大きな駅は避け、跨塘、望亭、周涇港、塘石湾等の小さな駅から積込んでい⁽⁶⁷⁾る」。

浙江省政府報告によれば、同掲載文章には棉花等が相当規模で統制外を流通していたことを示す以下のような内容も含まれていたという。「上海産綿花について、日本側紡績業者の価格は毎包一八三元から一九〇元であるが、イギリス側の中国人はそれより毎包三〇元から四〇元高い価格を設定している。イギリス側の華商紡績業者は取締を受け、本来棉花の買付けはできないことになっているが、実際、一〇月の買付け量は九、三七七包で、むしろ日本側紡績業者の買付け量より二〇〇包多かった。この事例を見ただけでも、密輸がなぜこうも盛んなのか想像がつく。棉花は上海近郊で大量に運送されており、市内に入る時は自転車を用いて、毎日約一、四〇〇から一、五〇〇包が運ばれている」。「自転車等により運搬されてくる小包には卵も入っており、これも江北から相当数が密輸されている。豚毛、禽毛、生皮革等も同様に、高郵付近から運河に沿って船で浦東及び南京方面へ分散して運搬されるものが多い。また別の小包や少量の携帯による豚毛、禽毛等の運送も相当盛んであり、これらの密輸は以前よりさらにひどくなっている」⁽⁶⁸⁾。

また、一九四〇年四月の興亜院政務部『調査月報』(第一卷第四号)に掲載された「上海を中心とする中支棉花事情」と題する資料は以下のように述べ、江蘇省方面の棉花の一部が統制外のルートで江蘇省方面から上海租界に流れていたことに言及している。盧溝橋事件後は、「我占領地区に於ては棉花の取扱は皇軍の支配下に統制せ

られた棉花協会の手に委ねられ、奥地よりの輸出には現地軍当局の許可を要し、支那人紡には販売しないこととなつて一部は軍に納入する規定になつてゐる。従つて正式には事変後の棉花の蒐貨は邦人によつて統制せられてゐる譯であるが、江陰下流特に通州方面に於ては外国汽船就航し華商によつて蒐貨せられた棉花が之等に依つて直接租界の外支人紡に売却せられつつある実状を看取する。「事変前後を通じて棉花の輸送はクリークによる水路輸送大部分を占め、自動車、列車による輸送は少いが治安の状況如何に依つて其の径路は必ずしも一定してゐない」。なお、棉花から製造される綿糸布は当時生糸と並ぶ上海の主要輸出物品であつたが、盧溝橋事件前においては華中全体の棉花のうち八割が江蘇省と湖北省の両省で生産され、上海と漢口が主要な集散地となつていた⁽⁶⁹⁾といふ。

卵についても、「密輸」が相当の規模で行われていたことを伝えるものとして、一九三九年十一月、揚子蛋業冷蔵股份有限公司の土肥具三常務取締役が海軍武官府に対して提出した依頼文に「浦東方面ニ於ケル原卵買付」に關して以下のような記述がある。

「施行中ノ統制法ノ趣旨ニ基キ北區班、南區班、川沙班、南淮班、(特務機關浦東現地班)ノ各班並ニ現地警備隊等ノ御當局ノ御援助ニヨリ夫々準備相整ヒ成華洋行主運沼英夫ヲ弊社專屬買付人トシテ先般來已ニ買付ヲ開始致シ居リ候處前記四区域内最近ノ生産額毎日平均六〇〇乃至七〇〇籠(每籠八五磅詰)ヲ算シ居リ、之レニ対シ賣應シ來ル全數ヲ引取り居ルニモ不拘其ノ買取數量ハ生産額ノ一割ニモ及ハス残余九割ニモ該當スル大量ハ悉ク輸出許可証ニ依ラスシテ、民船ヲ利シ船底ニ隱蔽シ而モ多クハ外人ノ名義ヲ利用、「各クリークヲ下リテ黃浦江ニ出テ」、「密ニ英仏租界ニ運ヒ去ルモノニ有之、之レカ阻止ヲ計ルニ非ラサレハ到底統制法ノ成果難得ト存シ候」⁽⁷⁰⁾。

こうした「密輸」の規模を厳密に把握することは難しく、ここまで引用してきた各報告書に見られる断片的な

数値以上の確かな統計は確認できていない。とはいえ、ここまで取り上げてきた資料は、少なくとも品目において中国商人や第三国商人が日本側よりも多くの量を獲得していた当時の実状を伝えるものであり、さらに、前掲の浙江省政府報告は「上海毎日新聞報」の一九四〇年九月二八日付関連記事にも以下のような記述があったとしている。「事変以来、日本の中国における商業には顕著な進展が見られるが、未だ中国人が持つ経済的力量とは比べものにならない。例えば、日本商社の綿布の販売量は、華中各地の総販売量のわずか五%から一〇%で、他の商品も似たり寄ったりである」。また、同報告は一九四〇年十一月の海関総務局貿易統計に基づいて以下のように指摘している。「現在、華中の市場において、英米は依然日本と匹敵しており、米国の華中に対する貿易額は日本のそれより一〇倍以上も上回っている。従って、敵（日本）の所謂『華中経済統制』は市場を独占し、第三国を排除するという渴望の要求を未だ実現してはおらず、実際、敵の統制力は薄弱で、相反する結果となるに至っている⁽⁷⁾」。これに関連して、国民政府財政部が一九三九年一月に発出した電報に添付されていた「吸收淪陷区内之特産」と題する資料は、上海を日本軍占領地域内の物資を吸収するための有力な拠点として挙げ、中国商人や第三国商人の利用をその手段として位置づける内容となっており、国民政府側がこのような認識を有していたことも、上海の中国商人や外国商人が一定規模の「密輸」を実現できたことを示唆するものであるといえる⁽⁸⁾。

以上の上海方面への「密輸」を流通経路という観点から見ると、日本軍の「治安地域」に指定されていた長江デルタ地帯を経由するものと江蘇省北部から長江江陰下流へと向かうものに大別することができるが、ここまで比較的言及が少なかった後者のルートについて補足しておきたい。このルートは、遊撃隊の活動拠点となっていた安徽省や江蘇省の北部からの物資を上海方面に流出させるために用いられていた点で特徴的であり、「中支宣撫班員」として長江流域の日本軍占領地域で活動した満鉄上海事務所の熊谷は、その任務の中で見聞した事実や出来事をまとめた著書の中で一九三九年頃における安徽省、江蘇省北部の状況について以下のように述べている。

「外貨取りの可能な輸出品すなはち豚毛・卵・禽毛・桐油・腸・茶等々」の「商品にたいする処置に關しても重慶から頻々として小むづかしい司令が伝達され、特に日本側の手にわたすことは絶対にかかりならぬとやましく命令されてゐるが、安徽省や江蘇省の北部では、環境上なかなか命令どほりには実行できない事情にある。第一、簡単にははけ口が見つからない。南京にも漢口にも鎮江にも蕪湖にも持つていけない。北支にはもちろん行けない。苦勞して奥地にはこびこむことができるにしても、非占領地区の輸出港まではこぶと、べら棒な運賃になつてしまふ。そんな大きな危険と、とんでもなく高い運輸費をかけてはこび出すべき重要輸出品がじつはさして多量にあるわけでもないのである。そこで、この種の商品は、一応日本の占領区に流出するのもある程度やむをえないことと考へてゐる。しかし、この場合は相当高率な通過税を課し、これをもつて遊撃隊の主要財源の一にあてる方針のやうである」。ただし、「もしも買値その他がおなじ条件ならば、できるかぎり租界に搬出して、日本の占領地区には出さまいと努力してゐることは注目に値する⁽⁷³⁾」。

熊谷は続いて以下のように述べ、江蘇省北部から長江沿岸の外国船への物資輸送ルートの存在に言及している。

「蚌埠でも邦商の買付相場がそのときの上海市場と比較してひどく低率である場合には、商品は蚌埠へは出ないで、日本軍の駐屯してゐない水路や道路をくぐつて江蘇省北部を通過し、揚子江の江陰下の外国船まで運搬されるのである。洪澤湖附近に集まる腸や牛皮などは、事変前はその大部分が当然蚌埠に出廻つてゐたのであるが、本年(昭和十四年)の四、五月頃には相当量がクリークや運河に沿つて揚子江江陰下流の十二圩港、新港にすつこぬけてしまつた。遠く揚子江まではこび出すためには、蚌埠にはこび出すのとくらべて、比較にならない日数と費用とを要するのだけれども、それにもかかはらず相当の量が事実揚子江下流にはこばれた。それは蚌埠で擔當り二十二、三元の安値で邦商に手渡すよりも、揚子江下流の外国船で六十元で売れるとすれば、その間に擔當り二十元や二十五元の運賃を加算してもなほ有

利だからである」。「これは何も牛皮に限つたことではない。豚腸でも禽毛でもその他の重要商品でも、買値の如何によつては邦商の手に入り得るものもあるが、みすみす租界の外国商人の手にわたつてしまつた例は少なからうと思ふ」。「皖北地方津浦線以西に産する各種の物資が、従来の出廻り市場たる蚌埠へ出ないで、夜陰に乗じて人の肩によつて津浦線以東にレールを横切つてはこび出されてゐる実例は数量的に見てもかなりの量である」⁽⁷⁴⁾。

熊谷によれば、当時このルートを通じて長江江陰下流の十二圩港や新港に多くの物資が出廻り、これらの地域は経済的にも活況を呈していたという。

「事変前は、江北各地の物資は、主としてクリークを傳つて江陰に出て来ることが多かつたが、現在（昭和十四年）では江陰のすぐ下流のあたりで日本海軍の封鎖が行はれてをり、税金とか統制とかその他の事情のために江陰に出るかはりに江陰下流の十二圩港・新港・天生港・南通等に出廻つて来る物資が急激に増加し、そのためにこれらの小港は最近なかなか殷盛を呈してゐる」。「新港はもともと人口僅か一千人そこそこのほんの小港にすぎなかつたが、今日では物資出廻り増加のために附近の失業者がぞくぞく流れこんで、日一日と人口が増大し、飯店がふえ、妓館が目みえて多くなつた。人口に比較して妓女の頭数が多いことと、遊興費の高いこととは中支随一といはれてゐる。土地の商人の話では、今年の端午の節句の龍船祭は近來にない賑ひだつたさうである。現在、ここには、なかなかばかにできない数量の米・麥・雜穀・家畜・牛皮・禽毛・腸・豚毛・卵・野菜などが毎日出廻つてゐる」⁽⁷⁵⁾。

このルートを支えた流通機構の仕組みは以下のとおりであり、中心的な役割を果たしたのは「洋柵」と呼ばれる取引仲介業者であつた。「遠く何百里の奥地から運ばれて来る土産品は、農民自身が持つて来るのではもちろんない。仲買商人が買付けて運搬するのであるが、仲買人は地方地方の実情にいちいち明確な知識をもち、密接

な聯絡をとるといふわけにはいかない。そこで、その間各地に散在する『地貨行』と呼ばれる問屋を通じて取引する。つまり、その地その地の地貨行を仲継ぎとして取引を行ふのであるが、その際代金の受渡しは、だいたいの半金或は三分の一渡しが普通で、代金の支払保証は地貨行です。地貨行は棉花は一擔一元、雑穀は五分、野菜類は一割見当の手数料をせしめて食つてゐるのである。こうして土産品が新港に出て来ると、次は「洋棚」の手を経ることになる。この「洋棚」とは、「商人と商人との仲に立つて取引の斡旋をして手数料をとつたり、上海その他の大都市からやつて来る土産品の買付商人を宿泊せしめるといつた一種の商人旅館の役割」を果たす商業組織であるが、「土産品が洋棚に到着すると、仲買人はまづ洋棚からその品物を積みだすことを条件として必要額の金を借受け、これをもつて買付代金を清算する。洋棚はこの前貸金に対して日歩三仙前後の金利をとり、また艀船代、運賃、苦力賃等の実費の約三倍の手数料をとる。品物によると四、五倍から五、六倍の手数料を要求する。洋棚はだいたい一港一店の独占営業であるので、地方経済に真に重大な役割を演ずるとともに地方政府や公共機関の財源の捻出上にも大きな力を提供するので、自然と県政府と深い関係をもち、相互に利用しあふ仲となり、そこに若干の政治力さへもそなへるにいたるのである。だから、その港に物資が出廻るか否かは一にかかつて洋棚の活動と手腕によるといつてもいいほどである」⁽⁷⁶⁾。

そして、「もし洋棚がより多い物資の出廻りを望む場合には、その出廻りを阻碍してゐる奥地の土匪、遊撃隊との交渉が当然に必要となつて来るわけである」。「その方法としては、普通、毎月何萬元とか何千元とかの金を手渡しすることが行はれてゐるが、ときには単なる話合で別に適当な協定をとりむすぶ。かうして土匪や遊撃隊は相当の金を懐にするわけであるが、ではその後は物資をどんどん通すかといふと、必ずしもさうではない。やはり通路に歩哨線などを張つて一種の通行税を徴収する。気のきいた遊撃隊になるとこの場合『禁運資敵物品運滬許可單』といふ書類を通行税の受取り代りに渡してよこすが、江北一帯、殊に新港の背後に蠢動してゐる連中

はとでもそれだけのことはしない。要するに金になればよいのである。しかし、彼等の作つてゐる通行税率は、またとても細密にわたつてできてゐるやうである。日本側で必要とする物資、棉花や牛皮のようなものは税率が非常に高い。たとへば牛皮は擔あたり二十元を出さぬと許さないといふ話である。「このやうに、買付商人は或る地方から土産品の買出しをするには、どこからどこを通つて来ても途中で幾箇所もの遊撃隊の関門があつて、何程づつ通行税をとられるといふことをちゃんと勘定に入れて買付けしなければならぬ。だから、同一種類、同一品質の品物でも買付場所によつて相場には大きな開きが生じて来る。氣の毒なのはつねに農民である」⁽⁷⁷⁾。

三、日本軍を取り巻いていた中国社会の特徴

(1) 経済合理性に基づく選択

こうした「密輸」に見られる当時の社会の特徴として、本稿の観点から三点を指摘する。第一に、この地域の「密輸」も基本的には経済合理性に基づいて行われていたことである。戦時下の長江デルタ地帯では物価の地域間格差が様々な形で生じ、輸送コストを差し引いても「密輸」によって利益が得られる状況となっており、このことはここまで引用してきた資料の中でもすでに言及されているが、米の統制収買状況を調査した一九四〇年の興亜院報告も以下のとおり述べ、当時、市場流通米の減少と流通の偏りが米価の地域間格差を生み出していたことを指摘している。一九四〇年一月から九月にかけて、常熟、蘇州、呉興、南通等の集散地各地の米価が一市石当たり二〇元台から四〇、五〇元台に上昇し、米価は二倍近く高騰した。さらに地域間の米価の差も甚だしく、九月における上海の米価は七〇元台から九〇元台に騰貴していた。この突出した各地の米価暴騰と地域間格差の原因は、一九四〇年が比較的生産減であった事情だけではなく、一九三七年の戦闘により民船業者と金融業者が激減して物と金の流通が円滑さを失ったこと、治安悪化による市場流通米の減少、日本軍による大量買付け、搬

出入への統制強化による自由な流通の阻害、農民の私蔵、収買機構の不備、中国商人による密輸や買占め、代用食糧の来回不良等、多くの原因が積み重なって市場流通米の減少と流通の偏りが発生したためである。⁽⁷⁸⁾

同時に、「密輸」に関与していた人々の間では、地域的な価格差だけではなく取締等に遭うリスクも認識されており、物資の輸送条件をそれぞれ勘案した上で輸送方法が決定されていた。例えば、前述の「東亜経済月報」(一九四〇年一二月号)掲載文章の中で述べられていたとおり、煙草は少量による携帯輸送が可能で、現金に換えるのも容易であることから、毎日鉄道の乗客の多くが上海方面から遊撃隊の拠点付近へと煙草を携帯輸送する状況が生まれ、監視が厳しい大きな駅を避けて小さな駅で下車する方法がとられていた。仕入れや輸送が比較的難しいとされていた綿布等については、少量の小包による輸送方式をとる例が多く、また、経験の浅い商人には大量輸送を行うのは困難であつても、ベテラン商人には貨車や船を用いて注意深く大量輸送することが可能な状況であつた。⁽⁷⁹⁾

また、一九三九年九月の蚌埠方面での調査結果をまとめた上述の興亜院の報告書は以下のとおり述べ、遊撃隊占拠地域から日本軍占領地域への物資輸送においても、遊撃隊による課税や没収に遭う危険を避けるかのような傾向が見られたとしている。

「敵地ヨリノ物資流出カ禁止セラレテキル現在ニ於テハ、従来ノ民船ニ依ル出廻経路ハ殆ト全ク杜絶シテシマツテ居リ、從テ遠方ヨリノ大量ノ搬出力不可能トナツテキル為、別ニ新タナ一定ノ経路カ型ツクラレテキルワケデハ勿論ナイ。一般的ニ見テ少量ナカラ遊撃隊ノ監視ノ目ヲ掠メテ搬出サル経路ハ遊撃隊ノ蟠據地及彼等ノ設立ニ係ル『貨物検査所』ヲ避ケテ、從前トハ完全ニ異ナツタ経路ニ依テ、然モ少量ツツ搬出サレツアルコトハ面白イ現象デアル。然モ特徴的ナコトハ人ノ肩ニ依テ少量ツツ搬出サレテキル事実デ、之ハ沿途ノ危険―遊撃隊ノ課税、没収トヲ恐レテキテノ行動デア

ラウ。又出廻経路ノ改変ニ関シ更ニ興味深キ事実ハ生産地ヨリ一直線のニ蚌埠ニ出廻リツツアルコトデアアル。「六安茶ノ事変前ニ於ケル蚌埠ヘノ出廻ノ主タル経路ハ、六安ヨリ正陽関、壽県ニ出テ、夫レヨリ民船ニ依テ一路淮河ヲ下ツタノデアアルガ、現在ハ正陽関、壽県、鳳台方面ニ有力ナ遊撃隊ノ蟠距ガアル為淮河ヲ利用シテキナシ。六安ヨリ先ツ磚浜集ニ出テ霍邱ニ抜ケ、淮河ヲ横切ツテ穎上背後地ヲ経テ桂家集ニ至リ（桂家集ヨリ一部分ハ亳県ニ赴ク）夫レヨリ羅集、貝家湾、河六ヲ経テ懷遠ニ出デ、而シテ蚌埠ニ出デキル。以上ハ私カ直接六安ヨリノ茶商ヨリ聴取シタ現在ノ一経路デアアルガ、之モ必スシモ一定シタ路デハナイ。要スルニ遊撃隊ノ配置圏外地区ヲ選ンデ人ノ肩ニ依テ運ハレルノデアアル。茶ハ一人ニ付四、五〇斤ヲ担クノガ普通デアルト謂ハレル。「尚注目スヘキコトハ六安茶ノ搬出ニ於テ『安清同盟会』所属メンバーハ種々ノ關係ニ依リ比較的搬出カ容易デアルト謂ハレ、現ニ蚌埠ヘノ六安茶ノ搬出ハ未タ少量デアアルガ、大半ノモノハ其ノ安清会ノ手ニ依テ行ハレテキル。「蚌埠ヘノ物資出廻ノ激減ト思ヒ比ヘテ注目スヘキ一ツノ現象ガアル。夫レハ淮河上流一帯ノ物資ノ比較的多クノモノガ亳県ニ流レ出ツツアル事実デアアル。亳県商務会ノ計算ニ依レハ、本年ニ於ケル同地出廻物資ノ数量金額ハ、「約一十萬元ニ上ル見込デアリ、亳県市場ハ現ニ相当ノ活氣ヲ呈シテ居リ、亳県ヨリ隴海線ノ商邱（歸德）ニ至ル間七五籽ノ道路上ニハ馬車或ハ小車ニ依ル貨物ノ運出カ可成リ盛ニ行ハレツツアル。蚌埠ニ流出スヘキ物資ガ、淮河関門ニ於ケル遊撃隊ニ依テ阻止セラレル為ト北支方面ノ買付価格カ中支地面ヨリモ高イカ故ニ物資カ北支ニ流レントスル現象ノ現ハレデアラウ」。

逆にいえば、財政的制約はあるものの、取締人員の増強は「密輸」の抑制に一定の効果をもち得るものであり、一九三九年三月、維新政府塩務管理局は同政府財政部に宛てた上申書の中で以下のように述べている。「蚌埠は南北交通の中心であり、凡そ淮北の密造塩は皆ここを經由しており、淮河の各支流沿いには密造塩がどこにでも存在している。事変以前、この地域の密輸取締部隊には五六〇名の捜査官が配置され、極めて厳密であった。蚌埠以外の各地点にも税務警官がびっしりと配置され、それにより密売は根絶された。現在の情況は党政府の時期と異なり、各地点は遊撃隊に占拠され、税も遊撃隊によって徴収されており、密売者は遊撃隊に納税し、その塩

を各河道から鉄道を経て各地へそれぞれ運搬して公然と販売している」。「今回の任務で嘉山県(明光鎮)を通ったところ、一ヶ月間で二〇、〇〇〇担もの密造塩が同県を經由していることがわかり、その数は実に驚くべきものだった。目下、各県の特務班長はすでに密輸取締への支援を開始しているようであるが、直ちに部隊を派遣して各要地に駐屯させ、密輸を防止すべきである。しかし、経費は限られているため、密輸取締兵五〇名を募って蚌埠区一箇所に供するのがやつとであり、鉄道の要衝及び淮河一帯の各拠点についてはいずれも兵を派遣できないと言わざるを得ない」⁽⁸¹⁾。ちなみに、蚌埠周辺の塩の状況については、先に引用した一九四〇年八月付の華中塩業股份有限公司の報告書は、「蚌埠ニテハ物資交換ノ為メ塩ヲ利用シ糧塩行ヲシテ盛ニ小麦其他ノ雑穀ト交換セシメシ為メ、一時ハ塩ノ売行旺盛ヲ極メタルガ、最近敵地ヘノ物資遮断ヲ行フ為メ、市外ヘノ搬出取締ヲ嚴重ニセシニヨリ、一時月四萬担ヨリ八九萬担ニ達セシ取扱数量ハ遽ニ激減シ、著シキ滞貨ヲ見ルニ至レリ」と述べている。⁽⁸²⁾

また、興亜院華中連絡部が一九四二年一月付で作成した「中支米ノ獲得状況並ニ配給統制状況」と題する報告書は、華中における「軍需米買付状況」について以下のように述べ、「清郷工作」の対象地域では取締強化や買付価格の調整により統制収買の成績が改善が見られたことを指摘している。

「中支米穀需給関係緊迫化ノ状況ニ鑑ミ、軍ハ一部民需(在留邦人、重要邦人企業及国策会社従業員、舟山島、寧波、漢口方面需要)ニ対スル供給ヲ考慮シ調辨ヲ強化シアリタルカ蘇松地区一五県ニ於ケル買付ハ昭和一六年一月以降現在迄極メテ順調ニ進捗シ、前年度実績ニ比スレバソノ獲得量ハ三倍ニ達シオレリ、特ニ清郷地区ニ於ケル買付成績ハ甚ダ良好ニシテ治安ノ確保、調辨価格ノ適正ガ獲得上ノ要件タルコトヲ実証シツツアリ」。「蕪湖対岸地区、蘇北地区並ニ杭州地区ニ於ケル軍ノ買付ハ各種ノ事情(治安状況、買付価格及対敵経済封鎖ノ為メノ物資搬出制限等)ニ制約セラレ

極メテ実行困難ナルモ九月秬米出廻期以降本年一月迄ニ相当量ノ買付ヲ了セリ⁽⁸³⁾。

一九四一年一二月付で在上海大使館中支警務部が作成した「第二期無錫地区清郷工作実施状況」と題する報告書に至っては、無錫地区の「密輸出入ノ状態」に関して以下のとおり述べ、無錫地区では「清郷工作」の実施を通じた取締強化によって「密輸」をほぼ「杜絶」することができたと評価していた。

「当地区ハ由来自由経済機構ニ依ル密輸出入旺盛ナリシ地ナルガ今次施策ニ依リ隔絶幕構成セラルルト共ニ密輸出入ハ殆ト杜絶セリ。恰モ米ノ收穫期ニ際シ最近少量乍ラ小検問所ヲ通過密輸出(自家用物資ノ如ク装ヒ相当多回数搬出ス)サレシ形跡アリ又入幕物資取調ノ緩和化ニ乗ジ船底ニ阿片ヲ隠匿密移入セントシ押収セラレシモノニ、三アリタルガ検問業務ノ厳密ナル経営ニヨリ現在ニ於テハ全ク行ハレザル状態ナリ⁽⁸⁴⁾」。

(2) 基層流通機構の影響力

第二に、「密輸」には農民から商人に至るまで各層様々な人々による関与が見られ、こころした基層の流通機構、特に各地の事情に通じた取引仲介業者や仲買商人が物資の流れに対して実質的な影響力を有していたことである。ここまで挙げてきた「密輸」事例の多くは商人によるものであるが、流通の末端に位置した農民も戦時下の状況に対してひたすら受動的であったというわけではなく、華中の宣撫工作を担当した満鉄調査員の熊谷康はその回顧録の中で、一九四一年に「清郷工作」が行われたときの状況について以下のとおり述べている。

「汪精衛南京政府統治下の重要物資はすでに強力に統制され、物資別に組織された日中合同の各統制委員会は多くの主

要物資を急速且つ安価に買い集めることに腐心していた。なかでも『米糧統制委員会』の活動は極めて強引で、しまいに『米糧挺身隊』と称する収買要員を産地に送り込んだ。無理して強制すればするほど、農民の内面的反感は昂まり収買成績は低下するばかりだった。農民のある者は壁の中に米を塗り込み、ある者は深く土の中に埋めた。着物の中に米を一粒並べにして縫い込んで、ひそかに上海に運び出さんとした一群の農民が、蘇州や無錫の駅にじゅずつなぎに縛り上げられている光景は決して珍しいことではなかった。死んだ子供の服の中に米を詰め、その子を背負って上海ゆきの汽車に乗っていたという驚くべき事実もあった⁽⁸⁵⁾。

農民による「密輸」が全体の中でどれほどの比重を占めていたのかは定かではないが、物資や財産に対するその執念は留意に値するものである。華中での宣撫工作を通じた熊谷康の見聞によれば、「戦禍を避けて他所に遁れ去った中国民衆は、重要な家財道具や財産の一部を地中に埋めたり、壁のなかに塗りこめて逃げた。持てるだけのものは持ち去つたであらうが、家屋はまさか担いで行くこともできないで、表門と裏門をがっちり閉ぢ込み、内と外から分厚い板を十文字に打ちつけて逃げたし、目方ものの貴重品は甕のなかにをさめて、人の気のつかない島の隅つこか或ひは屋敷の一隅などに埋めた。地方政府や大商店あたりでも運びきれない重要品はさうして地下に埋めた。事実、私たちは多くの場所で見つけた。津浦線宿県の近郊では大量の鉄道レールが島のなかに発見されたし、また他の場所では大量の材木を農民が掘り出している光景を目撃した。家の縁の下にコンクリートの塹壕風なものをきづいて、そこに鍋釜やその他金物類及び机・椅子などがぎつしりと詰め込んである商店を見たこともあった」。「津浦線沿線のある部落では、耕牛を地下に匿してゐる者さへあった。あとで聞いた話であるが、戦後各地の農村では得体の知れない耕牛の病気が流行したことがあつたが、それは地に穴を掘つて匿しておいたためであるといふことである⁽⁸⁶⁾」。

さらに、農作物を買いつけて各地に流通させていた取引仲介業者や仲買商人らについては、統制収買に対して

不満をもてば、地元での資本力や組織力によつて「密輸」に向かうことも可能であつた。例えば、前掲の一九四〇年の興亜院報告は長江デルタ地帯に位置する崑山・常熟・呉江・蘇州・杭州・南通・如皋の状況を調査したものであるが、これによれば、「事変後米価の騰貴（後述）に伴ふ、買占等の不正行為を防ぐために主要なる生産地及消費地に於ては米の搬出入の許可制がとられてゐる（昭和十四年以降）併し中支那の如き状態にあつては此の取締りも決して完全なるを得ず、密搬出入が行はれ易いのである、極めて狭き地域を範圍とする統制に陥れるために、各地間の米の円滑なる流通を妨げて消費地例へば杭州、南通の如きところでは米は著しく不足してゐること前述の如くで、一方又生産地では密搬出を生じているのである」。これに対して、各地で米の配給に当たる合作社が、県内の生産地から消費地に向けた米の円滑な流通に取組んでいたが、「杭州並に南通、如皋等では合作社が独占的に米を移入し之を米行に分つてゐる、併し、此の場合合作社の資本及組織は極めて限られたるものなる故、表面合作社とは云へ事實は米業公会を中心とする米行の資本力に依らねばならぬ（南通）又、米行側の反感不平を買ひ密取引の發生の氣運を生じてゐる（杭州）」⁸⁷。

この背景には、盧溝橋事件以前から、日本商社を含む外国商工業者には、生産地から直接物資の買付けを行へるような組織が限られていたという事情もあつた。例えば、一九四〇年四月の興亜院政務部「調査月報」に掲載された「上海を中心とする中支棉花事情」によれば、事変前において、支那商の蒐貨方法は「百姓―販子（問屋）―花行（棉屋）、軋花廠（繰綿工場）―上海華商棉屋―紡績」の如くであり、軋花廠は花行を自己の工場内に宿して分野を定めており、また販子を省き花行自身人を派して實棉の収買を為すものもあつた。他方、外商はこのような組織をもたず、「大部分上海にて華商棉屋から買付ける。日本商社も中支では華商の様な判然とした組織を持たず、田舎で直買を為すもの少なく、唯東洋棉花が約十年前迄浦東地方、太倉、嘉定、通州方面に日本人社員を派遣し實棉を買付け上海に積送し、上海揚樹浦路の自己の経営する繰綿工場に送り、繰綿と為し、上海に

於ける邦人紡に供給し、又対日輸出に当つたのを見る程度で、南京政府の成立後排日に禍され且華人経営の小規模繰綿工場が奥地に設立され上海に積送し繰綿することが採算上引合はなくなつた為中止された。但し通州棉のみは情況に応じ東棉、日棉其他二、三商社が邦人社員を派遣し買付を継続した⁽⁸⁸⁾。

地元の事情に通じた中国商人らの物資輸送能力に言及したものととして、上述の華中塩業股份有限公司が一九四〇年七月に行つた「中支塩ノ國內配給關係調査」の報告書は以下のように述べ、「密輸ニ特別ノ技能ヲ有スル」中国人の存在について言及している。

「事変前海州塩以外即兩浙松江塩ノ銷区タリシ江南三角地帯ニ於テハ、上海、蘇州、杭州、無錫、嘉興等ノ主要地ニハ、若干ノ海州塩ヲ配給セルモ、是等ノ地域ハ事変前ト略ボ同様兩浙及松江塩ガ私塩トナリテ販売セラレ居リ其數量等ハ的確ニ算出スルコト能ハザレド、是等地方ガ殆ド塩不足ヲ告ゲザリシ点ヨリ視テ事変前ト略同數量程度ノモノガ消費サレテ居ルモノト推セラル。然シテ皇軍未占拠地域ニ於ケル塩ノ供給ハ如何ナル状態ニ在ルカト云フニ、事變當時ニ於テハ多量ノ塩ヲ、塩産地及銷地ノ貯塩場ヨリ搬出シ、当面消費ニ當テタルガ、未占拠地域ニ於ケル塩産地トシテハ、四川ノ井塩ト兩浙塩ノ一部（錢塘江南岸、余姚其他浙東沿岸塩場）及少数ノ應城塩其他土塩アルノミナレバ、勢ヒ皇軍占拠地ヨリ塩ノ吸収ヲ計ラザルヲ得ザルコトトナリ、兩地域ノ交通要路タル地方、例ヘバ蕪湖ヨリ江北地方ニ、蚌埠ヨリ淮河上流地域ニ太湖南方地域ヨリ浙西地方及皖南地方ニ流出セル塩ノ量ハ相当多量ニ上レルモノノ如シ、是等私塩ノ流出ヲ防グコトハ水陸交通路ノ錯雜セル是等地方ニ於テハ容易ノコトニアラズ、密輸ニ特別ノ技能ヲ有スル支那人ニ対シテハ如何ニ取締ヲ嚴重ニスルモ是ヲ杜絶セシムルコトハ頗ル困難ナリ。寧口供給數量ヲ制限スル外ナキ其場合ニモ依然塩ノ流出ヲ絶対ニ防グコト困難ニシテ皇軍占拠地ニ配給セラレタル塩ハ敵地ニ吸収セラレ、其當然ノ結果トシテ占拠地ハ塩不足ニ陥リ塩価ハ騰貴スルヲ免レザルベシ。皇軍占拠地以外ニハ絶対ニ塩ヲ配給セザル目的ヲ以テ配給計畫ヲ立ツル場合ニハ其數量ハ現在ヨリモ相当量ヲ減少スルコトヲ得ベシ⁽⁸⁹⁾」。

また、蚌埠の日本軍特務機関が一九四三年一月付で作成した報告書は「中国人活用ノ具体的理由」について以下のように述べ、一部の中国商人には日中両軍が形成していた封鎖線を突破して大量の物資を輸送することも可能であったとしている。

「中国人ニハ敵地モ和平地区モナイ。ソノ証拠ニ特務機関指導ノ下ニ一昨年カラ実施シテキル軍需物資（民需物資モ含ム）ノ引出工作ガアル。或ル一人ノ中国人ハ敵地、正陽関方面ヨリ多量ノ軍需物資ヲ引出シテイル。最近萬ヲ越エル木材ヲ筏ニシテ蚌埠ニ流シテ来タ。ソレヲ見テ蚌埠ノ人々ハ驚キノ目ヲ瞠ツタ。従ツテ敵地ノナイ中国人ヲ活用シテ最近益々敵クナリツツアル敵ノ逆封鎖ヲ突破シ敵ノ掌中ニアル雜穀ヲ引出サセルノハ賢明ト言ハナイダロウカ。中国人ヲ物資獲得ノ尖兵トセヨ」。「津浦沿線ニ於テハ先ツ儲備券ニテ雜穀ノ買付ガ出来ルガ一步奥地ヘ入込メバ旧法幣デナケレバ物資ノ蒐集ハ出来ナイ。特ニ旧法幣流通禁止トナツタ今日敵地ノ物ヲ多量ニ蒐集スルニハ如何ニスベキヤノ問題ガ残ル。ダガ中国人ハ色々手品ヲ使ツテ或ル程度マデ通貨上ノ不便ヲ克服シテ物資ヲ蒐集メテクレル」⁽⁹⁰⁾。

ちなみに、この「中国人活用ノ具体的理由」は一九四二年九月の淮河の試験的開放に際して作成された「雜穀収買要綱」の要旨の一部として述べられたものであるが、同報告書によれば、当時の蚌埠特務機関は、戦争経済に伴う物資の欠乏により華中全体が経済的破局に陥ることを懸念し、淮河の開放によって「敵地」の物資をいかに多く引き出すかという点に問題意識を有していた。そして、「雜穀収買要綱」の指導精神について以下のように述べ、中国商人の活用を重視する姿勢を示していた。

「中国在来ノ商業機構ヲ一〇〇%尊重シテ戦争経済ニ糧行ヲ総動員スル。日本トハ経済段階モ民族性モ、商習慣モ異ル処デ日本式ノ行方ヲシテモ効果ハ少ナイ。糧行ト農村トノ結び付キヲ尊重シガツチリトシタ現実的政策ヲ実行スベキデアル。戦争ガココマデ深刻化シテ来タナラバ、ヤガテ消エテ無クナル様ナ日本人ノ商権拡張ナド考ヘナイデ原住民ヲ巧ク動シ戦争ニ動員スルガ賢イト思フ。蜂蜜ヲ多く得タイナラバ蜜蜂ノ巣ヲソットシテ置クニ限ル」⁹¹⁾。

(3) レジームの内側での利益追求

第三に、日本軍占領下での物資統制に直面した人々は、統制外の「密輸」だけではなく、統制というレジームの内側での負担軽減や利益確保を目指す動きを示していたことである。まず、先に引用した一九三九年九月の蚌埠方面における商品流通の実態調査結果をまとめた興亜院華中連絡部の報告書は、「遊撃隊ノ配置及其ノ活動ガ物資ノ流動ト多大ノ関係ヲ有スル」として以下のように述べ、遊撃隊等は徴税によつて莫大な利益が期待できる物資の流通路上に集中する傾向があり、日本側「警備区」であつても例外ではなかつた。

「塩ノ流動上ニ於ケル遊撃隊ノ活動ハ特ニ積極的ナモノガアル」。「洪澤湖附近ヨリ安徽省ノ奥地各地方ヘノ塩ノ運入ハ、日本軍及維新政府側ノ目ヲ掠メ、遊撃区ヨリ遊撃区ヘト津浦線ヲ横切り、盛二行ハレツツアル模様デアアル」。「津浦線及淮南線ヲ横切ル場合ハ十分ニ地形ヲ考慮シテ皇軍ノ警備比較的困難ナル地点ヲ選ンデ夜間ニ乗ジテ運搬シテキル」。「輸送ハ多くノ場合塩商ノ手ニ依テ行ハレテキルガ、ソレハ屢々遊撃隊ノ掩護ノ下ニ行ハレ、時ニハ遊撃隊ソレ自身ノ手ニ依リレリー式輸送ヲ為シツツアル」。「斯クノ如ク生活必需品タル塩ノ輸送ニ対スル遊撃隊ノ積極的措置ハ即チ各地ニ蟠居スル遊撃隊ガ塩ノ獲得ヲ以テ一方ニ於テハ民心把握ノ手段ト為シ地方塩税ノ徴収(百斤ニ付二元五角程度)ニ依リ彼等ノ財源ヲ造出シツツアル事情ヲ示スモノデ、塩ノ流動路ニハ常ニ各種ノ匪団ガ集結スル傾向濃厚デアリ、彼等相互間

ノ繩張り争ヒヲ中心トシテ、屢々鬭争カ行ハレテ居ル事実ハ塩ニ対スル遊撃隊ノ此ノ上モナイ深イ関心ヲ示スモノデア
 ル。敵側安徽省政府ハ遊撃地区ノ塩ニ対スル不当ナ通行税ノ税収ヲ厳ニ監督シ、不当ナ税金ヲ課シツツアル匪団ヲ盜匪
 ト呼び、盜匪肅清運動ヲ展開シテ居ルガ、政府軍タル第二十一集団及新四軍ニ於テモ、依然トシテ不正当ナル塩稅及其
 ノ通行税ハ盛行シテキルモノノ如クデアアル。現ニ定遠ニ於ケル一遊撃隊長ハ、常ニ高率ノ塩稅ヲ税収シ之ニ依テ得タ莫
 大ナ収入ヲ政府ニ納入スルコトナシニ之ヲ着服シタコトガ暴露シ、民衆ノ面前テ銃殺サレタト伝ヘラレテ居ル。「要之
 塩ノ移動ト遊撃隊ノ活動トハ密接ナル關係ヲ有シ、主要ナル塩ノ流通路ニ沿ツテ遊撃隊ノ配置ガ為サレル傾向強ク、主
 要農産物ノ流出路ニ遊撃隊ノ地盤ガ形成サレルノト全ク同様ナ現象ヲ呈シテキル」。「我警備区ニシテ、比較的治安ノ良
 好デナイ地方、例ヘバ津浦線ノ滁県、沙河集、張八嶺附近、淮南線ノ銅城閘、俊頭、撮城等ニ於ケル比較的多クノ鐵道
 被害ノ發生ハ実ハソレ等ノ地点ガ塩ノ移動系路トナツテ居リ、其ノ塩ノ支配權獲得ノ為相当有力ナル遊撃匪ガ其ノ地方
 ニ出没スルコトヲ示スモノデアリ、又塩ノ移動系路一帯ニ於ケル遊撃区ノ活動状態ガ比較的活発デアリ、其ノ地方ニ於
 ケル彼等ノ宣伝工作ガ殊ニ盛行サレキルノハ、塩ニ対スル彼等ノ徵稅行為ヲ正当化シ、民衆ニ対シ彼等ノ「面子」ヲ
 保持セントスルガ為デアルコトヲ發見シ得ルデアラウ」。

対象となつている物資こそ異なるが、こうした傾向の延長線上に位置づけられる事例として、一九三九年一〇
 月、華中蚕糸会社が維新政府実業部に宛てた上申書には、抗日勢力と連携して「密輸」を行う中国商人が、日本
 側の統制機関に対して製糸工場設立の許可申請を行ったことが以下のように記されている。

「常熟西門外五莊鎮にて、宋文華等が江蘇省建設庁を通じて貴部に同地での製糸工場設立のための許可を申請したこと
 に関して、宋文華は本件申請前に上海怡和洋行と秘密で連絡を取り、地方の治安が良くないことに乗じて、しばしば抗
 日軍及び匪賊を利用して江陰、無錫の兩県を通る河川の沿岸で脱税や無許可の乾燥繭の密輸を行っており、最近また、
 無許可の乾燥繭一、〇〇〇担が密輸送された形跡があった。九月二六日、本公司はこの密輸案件を調査するために職員

を派遣し、常熟の警備隊及び特務班とともに同地へ急行して本件を調査したところ、なんと羊尖鎮三号橋で抗日軍匪の襲撃に遭遇した。この事件は、宋文華の日頃の行動と因果関係が強く、この点に鑑みれば、もし今回の宋文華による製糸工場の設立申請が批准されれば、それによって公然と繭の収買活動が行われる疑いがあり、結果として、一方では軍匪に物的援助を与え、一方では第三国による違法侵入を助長することになる⁽⁹³⁾」。

中国商人の中には、日本軍が指定する商社の名義を借りて仲買業を続け、日中合作組織等の統制機構に参加することを選択した者も少なくなかったことは前述のとおりである。欧米各国の商人やユダヤ商人の中にも、日本側関係機関と結びついていた者がいたといわれており、斉春風は国民政府の中央調査統計局特殊経済調査処（一九三九年七月成立）が作成した一九四〇年一月付資料に基づき、日本側の繭の統制収買機関である華中蚕糸株式会社にはイタリア人の参加があったとしている⁽⁹⁴⁾。ただし、商人らは常に日本側とだけ結びついていたわけではなく、この地域で繭の買入れを行っていた洋行の中には国民政府とも関係を有するものがあり、例えば、国民政府財政部の档案によれば、一九三九年八月、国民政府はスイス商社 Charles Rudolph が江蘇省宣興にある乾燥繭四三二担を製糸工場に引渡し、安徽省績溪にある乾燥繭一八六担を上海経由で欧州に輸送することを許可するよう指示していた⁽⁹⁵⁾。

こうした中国商人や洋行によるレジームへの参与には「長いものには巻かれる」ともいうべき柔軟な情勢判断に基づくところがあり、前掲の興亜院による一九四一年二月付の生糸調査報告書は当時の「日支経済提携難の情勢」について述べる中で、日本側が統制を強化した際には、「密輸」を無理に続けるのではなく、統制機関との連携を選択する機運が見られたことを明らかにしている。まず、同報告によれば、従来の自由な企業形態に代えて、統制機関として日支合弁の華中蚕糸公司を設けて統制を行うことに「支那側は疑念を抱く向きがあった」。

この問題は省レベルでの議論にまで発展し、江蘇省長陳則民は各省長市長会議で「統制事業推進に関する三原則」を提起することにより、従来の自由企業の習慣を考慮した統制範囲の限定を主張した。しかし、統制を緩めることができないのは中国民間蚕糸資本が未だに提携的態度にないためであり、「土着蚕糸資本家の有力者が……日本との合作に方向に向かわないばかりか、租界内及び地方の統制外系廠に資本的援助を与えている」という。他方、同報告によれば、繭の統制外流通に対して集中的な統制を行ったときの状況は以下のとおりであった。

「租界系廠に対しては昭和一三年度の租界生糸の多量の輸出あったことに鑑み、一四年度は原料繭封鎖の方針を採り、軍に於て上海方面への移動制限物資中に繭を加え、華中蚕糸公司以外には繭の運搬を許可できないこととし、搬入防止に努める」。「結果、租界系廠も我方と対抗的態度に出るのは不利と知り、一時提携の機運が見えた程だが」、「それにしても相当量の原料繭が租界製糸に入つてゐる」、「又怡和洋行の如きは我方の封鎖を犯して搬入した繭は相当量に上つたと思はれる」⁽⁹⁶⁾。

最後に、維新政府の官憲への参加を選択した人々も存在し、曲りなりにも権力の一端を構成していたことについて触れておきたい。治安全般を担当した維新政府警察は、前述のとおり物資の移動制限の一翼を担っていたが、一九四〇年当時の統計によれば、その人員規模は江蘇省全体（上海、南京を含む）で二万三、七〇九名、浙江省全体で三、八五五名、安徽省全体で四、三七九名であり、うち「警長」という階級の高い警察官は二、四四九名（約八％）、一般警察官である「警士」は二万三、八〇二名（約七五％）であった⁽⁹⁷⁾。勿論、維新政府警察に参加した人々の性格は必ずしも日本軍や維新政府指導者の意向に沿っていたわけではなく、安徽省の状況について調べた一九四〇年の満鉄上海事務所調査室の報告によれば、華中各省の大部分の警官は極めて雑多な層の者によって構成されているために、本来の警察の権能を行使することができず、十分な力量を発揮できるようになるには時間

がかかる状況であったという⁽⁹⁸⁾。これに関連して、同じく治安維持のために設立された各地方政府の自治委員会については、浙江省で調査を行った同年の満鉄上海事務所調査室の報告がその実状を以下のように述べ、その主要構成員が日和見のかつ打算的であったことに言及している。

「自治委員会の主要構成分子すら今尚日和見の態度濃厚にして諸事適当に糊塗し、只管個人的生命財産の安全と利害の打算に走り日本に信頼して新情勢に即応し民衆を率いて復興建設を試みんとするが如き積極的行動は依然として希薄である⁽⁹⁹⁾」。

- (1) 同様の情勢認識は、Chen Yung-fa, *Making Revolution: The Communist Movement in Eastern and Central China, 1937-1945*, Berkeley: University of California Press, 1986, pp.1-2 にも見られる。また、この日中戦争の八年間における共産党軍の飛躍的な成長を統計的に示したものとして、一九四四年六月二日、第一八集團軍參謀長の葉劍英が延安の辺区を訪問した内外記者団に対して発表した「中共抗戦の一般状況」と題する談話（同年八月二日付『解放日報』に掲載）があり、その中で示された日中戦争開始以来の共産軍（正規軍、遊撃隊）の増減によれば、八路軍は一九三七年の八万人から、一九三八年には一五万六、七〇〇人、一九三九年には二七万人、一九四〇年には四〇万人へと増加してピークを迎え、その後一九四一年に三〇万五、〇〇〇人となり、一九四二年と一九四三年は約三十四万人、一九四四年は約三二万人であった。新四軍は一九三七年の一万二、〇〇〇人から、一九三八年には二万五、〇〇〇人、一九三九年には五万人、一九四〇年には一〇万人、一九四一年には三万五、〇〇〇人へと増加し、その後一九四二年は一一万九六〇人に若干減少するが、一九四三年には一二万五、八九二人、一九四四年には一五万三、六七六へと増加した。両軍の合計人数は一九三七年の九万二、〇〇〇人から、一九四〇年には五〇万人へと成長し、その後四〇万人を超える規模が維持された（臼井勝美『新版 日中戦争』中公新書、二〇〇〇年、一七六—一七八頁）。
- (2) Chalmers Johnson, *Peasant Nationalism and Communist Power: The Emergence of Revolutionary China, 1937-1945*, Stanford: Stanford University Press, 1962.

- (3) 高橋伸夫『党と農民—中国農民革命の再検討』研文出版、二〇〇六年、九七—九八、一七九—一八〇頁。
- (4) Chen Yung-fa, *op.cit.*, p.34; Elizabeth J. Perry, *Rebels and Revolutionaries in North China, 1845-1945*, Stanford: Stanford University Press, 1980, p.87.
- (5) Kathleen Hartford "Step by Step: Reform, Resistance, and Revolution in Chin-Chi Border Region, 1937-1945" (Ph.D. dissertation, Stanford University, 1980), p.56; pp.650-652.
- (6) Chen Yung-fa, *op.cit.*, pp.499-517.
- (7) 李里峰『抗戦時期中国共産党的組織形態研究：以山東抗日根據地為中心一九三七—一九四五』南京大学歴史系博士學位論文、二〇〇二年。
- (8) 前掲『党と農民—中国農民革命の再検討』二二六—二二七頁。
- (9) 同右、二二八—二二九頁。
- (10) 同右、二〇一—二〇二頁。Prasenjit Duara, *Culture, Power and the State: Rural North China, 1900-1942*, Stanford: Stanford University Press, 1988. Ralph Thaxton, *Salt of the Earth: The Political Origins of Peasant Protest and Communist Revolution in China*, University of California Press, 1997, pp.17-18, p.40.
- (11) Mark Selden, *China in Revolution: the Yen an way revisited*, Armonk, N.Y.: M.E. Sharpe, 1995, ただし、この見解については、党の政策が自ら掲げた理念に必ずしもとられない柔軟性を有していたとしても、一九二〇年代広範から各根拠地で繰り返されてきた数々の「左傾の誤り」をいかに説明すればよいのかという問題が提起されている。
- (12) 六戸寛他『中国八路军、新四軍史』河出書房新社、一九八九年。
- (13) 前掲『党と農民—中国農民革命の再検討』一七〇—一七一頁。高橋は党内文書にしばしば現れる表現を用いて、この原理を「民衆が党のもとに『投機的に押し寄せ』、党の隊列をいわば『雪だるま式に』急速に膨れ上がらせる」と形容している。
- (14) Lloyd E. Eastman, "Facets of an Ambivalent Relationship: Smuggling, Puppets, and Atrocities during the War, 1937-1945", *The Chinese and the Japanese: essays in political and cultural interactions*, edited by Akira Iriye, Princeton: Princeton University Press, 1980.

- (15) 齊春風『中日経済戦中の走私活動(一九三七—一九四五)』北京：人民出版社、二〇〇二年。
- (16) 浅田喬二編『日本帝国主義下の中国—中国占領地経済の研究』楽游書房、一九八一年。
- (17) 三好章『摩擦と合作—新四軍一九三七—一九四二』創土社、二〇〇三年。
- (18) 前掲『党と農民—中国農民革命の再検討』一九〇—一九三、一九八一—一九九頁。
- (19) 同右、一九〇—一九三頁。
- (20) Martin van Creveld, *Supplying War*. New York: Cambridge University Press, 1977.
- (21) 国民政府の未刊档案に関して、重慶市档案館及び四川省档案館は二〇〇八年一月、中国第二歴史档案館は二〇〇八年七月にそれぞれ調査を行った。
- (22) 翻訳の技法については、安西徹雄『英文翻訳術』(ちくま学芸文庫、一九九五年)等を参照した。
- (23) 戸部良一「日中戦争をめぐる研究動向」、『軍事史学』第四六巻第一号(二〇一〇年六月一日発行)。
- (24) このような研究状況に対して、近年は、「対立関係だけでなく合作協力関係、権力の相互浸透といった状況」を重層的、多面的に明らかにすることを重要な課題として位置づける向きもある(姫田光義・山田辰雄編『日中戦争の国際共同研究1 中国の地域政権と日本の統治』慶應義塾大学出版会、二〇〇六年)。
- (25) 前掲『日本帝国主義下の中国—中国占領地経済の研究』、一六〇頁。
- (26) 笹川裕史・奥村哲『統後の中国社会』岩波書店、二〇〇七年。
- (27) Timothy Brook, *Collaborator: Japanese agents and local elites in wartime China*. Mass: Harvard University Press, 2005.
- (28) 前掲『新版 日中戦争』六五—一七頁。
- (29) 同右。
- (30) 同右。陸軍省部決定「昭和十三年秋季以降対支処理方策」(昭和十三年二月六日)、『太平洋戦争への道別巻資料編』朝日新聞社、一九六三年、二六九—二七〇頁。
- (31) 前掲『新版 日中戦争』六五—一七頁。
- (32) 秦郁彦『日中戦争史』増補三版、河出書房新社、一九七二年、一五四—一五七頁。

- (33) 「清郷工作」とは汪精衛政府が一九四〇年末から一九四一年初めにかけて長江下流域で実施した治安肅清工作を指し、その概要については小林英夫・林道生『日中戦争史論―汪精衛政権と中国占領地』（御茶の水書房、二〇〇五年）一六五―一八八頁を参照。
- (34) 南満州鉄道株式会社上海事務所調査室「江蘇省南通県農村実態調査報告」一九四一年。
- (35) 総力戦研究所飯村所「第一回総力戦机上演習問ノ雑感」（一九四一年八月）一一二―一二〇頁、国立公文書館蔵（JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A06030188800_返還文書（旧内務省等関係））。
- (36) 古厩忠夫「日中戦争と占領地経済―華中における通貨と物資の支配」、『日中戦争と上海、そして私 古厩忠夫中国近現代史論集』研文出版、二〇〇四年、三三三―三三五頁。
- (37) 同右、三二五―三二六頁。
- (38) 同右、三二六頁。
- (39) 同右、三二七―三二八頁。
- (40) 支那派遣軍総司令部・支那方面艦隊司令部「揚子江下流軍占拠地域物資移動取締暫行規定」（一九四一年九月一日）、防衛省防衛研究所蔵（一九四一年「陸支密大日記 第46号 2 / 2」）。
- (41) 前掲「日中戦争と占領地経済―華中における通貨と物資の支配」、『日中戦争と上海、そして私 古厩忠夫中国近現代史論集』、三三〇―三三二頁。
- (42) 根岸佶『上海のギルド』（大空社、一九九八年（原版は日本評論社、一九五二年）一八七―一九九頁によれば、肥沃なクリーク地帯の田で農民が米を生産し、それを客商の一種である米客が買い付け、米客は政府の許可を受けて設置された取引仲介業を営む米行（米問屋）を介して別地の商人と取引を行うことで、米を各地へ流通させていた。米行は郷鎮、中小都市、及び上海のような大都市に幾重にも重なって設置されており、同業者同士で「ギルド」を組織するとともに、仲介業によって各地を結びつける商業ネットワークを形づくっていた。これについて根岸は、法による市場秩序を提供しない政府に代わり、米行ギルドが取引秩序を統制していたと指摘している。
- (43) 興亜院華中連絡部「中支那重要国防資源食糧作物調査報告書」一九四〇年、一四五―一四七頁。
- (44) 同右、八九頁。前掲『日本帝国主義下の中国―中国占領地経済の研究』一一四、一四二―一四三頁。

- (45) 前掲『上海のギルド』一八七—二二九頁によれば、繭行は地主、富豪、郷紳、資本家等により開設され、買入所や乾燥設備を有しており、一般に取引仲業や問屋業を営んだが、養蚕農民から生繭を買いつけ、製糸業者への販賣資金の融資を行うものもあった。中国での法制上繭行を通じて売買されることになっていたが、実際、同業者同士で組織した繭行ギルドが市場の取引秩序を統制し、また繭行が仲介ネットワークを通じて情報財の交換場所を提供していたことにより、繭行を通じての売買が一般的な慣習となっていた。
- (46) 興亜院華中連絡部「中支那重要国防資源生糸調査報告書」一九四一年二月、二八五頁。
- (47) 第三委員会決定「華中蚕糸株式会社設立要綱」(一九三八年八月九日)、国立公文書館蔵(JACCAR Ref. A04018467200公文雜纂・一九三八年・第二ノ三卷・内閣二ノ三・第三委員会)。
- (48) 前掲『日本帝国主義下の中国—中国占領地経済の研究』一一五—一六頁。
- (49) Coble Parks, *Chinese Capitalists in Japan's New Order: The Occupied Lower Yangzi, 1937-1945*, University of California Press, 2003, pp.61-62。
- (50) 黄美真主編『日偽対華中淪陷区経済的掠奪与統制』社会科学文献出版社、二〇〇五年。
- (51) 前掲『日本帝国主義下の中国—中国占領地経済の研究』一一五—一六頁。
- (52) 財政部秘書処代電(民国三十年三月二十七日発、渝密甲字715号)、中国第二歴史档案館蔵(財政部貿易委員会档案、全宗309、案卷号2949、「浙江省府浙西行署送敵入統制華中經濟陰謀与反応」。なお、本档案に記載されている「東亜經濟月報」(一九四〇年二月号)掲載文章の日本語原文は確認できておらず、本稿の本文中での引用は本档案に中文で記載されている内容を日本語訳したものである。
- (53) 同右。
- (54) 同右。
- (55) 華中塩業股份公司「中支塩ノ國內配給関係調査報告書(下流編)」一九四〇年八月。
- (56) 同右。
- (57) 華中塩業股份公司「中支塩ノ國內配給関係調査報告書(上流編)」一九四〇年一二月。
- (58) 岡村部隊參謀部第二課「敵ノ実施スル經濟封鎖並ニ物資流動集積状況撮要」(一九四一年八月)、防衛省防衛研究

- 所蔵 (一九四一年「陸支密大日記 第三五号」)。
- (59) 興亜院華中連絡部「占領地区ト敵遊撃地区トノ物資交流関係―經濟遊撃活動ノ実状ト敵地ニ於ケル民衆組織(皖北ヲ中心トシテ)」(一九三九年一月)。本資料冒頭の記載によれば、本調査は、中支調査機關連合会(興亜院が華中連絡部を中心に「在中支官民調査関係機関」を総動員して結成したもの)政治分科会調査項目の一環として行われた「昭和一四年九月実施シタル蚌埠方面ニ於ケル商品流通ニ関スル実態調査ノ報告ノ一部」であり、「本資料ハ中調聯政治分科会担当滿鉄上海事務所ノ調査室、熊谷氏ノ執筆ニナル」。
- (60) 同右。
- (61) 興亜院華中連絡部「解散迄ノ新四軍」、一九四一年一月。
- (62) 前掲「中日經濟戰中的走私活動(一九三七―一九四五)」二二二―二四〇頁。
- (63) 財政部財政科学研究所、新四軍研究会上海高校專題組編『上海地下党支援華中抗日根據地』一九八六年、第三九八―三九九頁(摘自朱亜民「我的戎馬生活」『奉賢県志資料』一九八三年第三輯)。
- (64) 前掲「第一回總力戦机上演習ノ雜感」一一二―一二〇頁によれば、南京を占領した日本軍と重慶に遷都した国民政府軍が対峙したために、桐油や茶等輿地を生産地とする物資の上海への移入が減少した一方、生糸や綿糸布等上海近郊を生産地とする物資には大きな影響はなく、特に生糸は米国の好況等による相場高で輸出額が増大し、上海の主要輸出品となった。
- (65) 前掲「中支那重要国防資源生糸調査報告書」二八五―二八八頁。
- (66) 同右。
- (67) 前掲、財政部秘書処代電(民国三十年三月二十七日發、渝密甲字715号)、中国第二歴史档案馆蔵。
- (68) 同右。
- (69) 「上海を中心とする中支棉花事情」、興亜院政務部『調査月報』第一卷第四号(一九四〇年四月)、国立公文書館蔵(JACAR Ref. A06033007100 内閣文庫・興亜院刊行物・調査月報)。
- (70) 「南市黄浦江冲海軍監視船所在地(海軍港務部出張所)ニ於ケル卵搬出船ニ対シ監視点檢方御依頼ノ件」(一九三九年一月二五日)、外務省外交史料館蔵(外務省記録「各国ニ於ケル密輸出入関係雜件/中国ノ部 第十一卷」)。

- (71) 前掲、財政部秘書処代電(民国三十年三月二十七日發、滙密甲字715号)、中国第二歴史档案館藏。なお、本档案に記載されている「上海毎日新聞報」の日本語原文は確認できておらず、本稿の本文中での引用は本档案に中文で記載されている内容を日本語訳したもの。
- (72) 財政部代電(民国二十八年一月九日發、滙資字第5700号)、中国第二歴史档案館藏(財政部貿易委員會档案、全宗309、案卷号5744、「奉令收購淪陷区土貨以備交俄」)。この電報に添付されている資料は、日本軍占領地域内の特産物に対する吸収手段について以下のように述べている。「上海、天津、青島、広州、漢口の五箇所はいずれも貿易の中心地だが、範圍の広さと運用の便利さでは上海に及ばず」、こうした集中地点における特産品の吸収手段については「(一)貿易委員會が貨物の種類を調査する。その際、経験のある人員を派遣してその任務にあたらせ、任務地は秘密かつ安全な場所とする。(二)特産品の吸収は、一方で外国商人の洋行に買付けを委託し、契約を結んで十分な手数料を与える。同時に、中国商人の商店に仕入れを委託し、契約を結んで十分な手数料を与える。同時に、中国商人の商店に仕入れを委託し、契約を結んで十分な手数料を与える……」。
- 「淪陷区内の特産物が往々にして分散している地域」については、「(一)貿易委員會が淪陷区内の特産物の性質と数量を調査し、秘密で適任者を派遣して域内に深く入り込ませ、遊撃隊と充分かつ確かな連絡をとる。(二)貿易機關は現地の商店に特産物の買付けを委託し、充分な手数料を与え、吸収した特産物は秘密に貯蔵することを原則とする。
- (三)貿易機關が現地に外国商人の特産物商社を見つけた場合は、買付けをすべて委託し、相当の利潤を与え、それまで行ってきた特産物の貯蔵からは手を引く……」。
- (73) 熊谷康『支那郷鎮雑話』大連日日新聞社、一九四三年五月、一三三頁。
- (74) 同右、一三三—一三四頁。
- (75) 同右、二二二—二三頁。
- (76) 同右、二二二—二四頁。
- (77) 同右、二二四—二五頁。
- (78) 前掲「中支那重要国防資源食糧作物調査報告書」一四八—一五一頁、二五四—二五五頁。
- (79) 前掲、財政部秘書処代電(民国三十年三月二十七日發、滙密甲字715号)、中国第二歴史档案館藏。
- (80) 興亜院華中連絡部「占領地区ト敵遊撃地区トノ物資交流關係―經濟遊撃活動ノ実状ト敵地ニ於ケル民衆組織(皖

- 北ヲ中心トシテ) (一九三九年一月二月)。
- (81) 「呈為據巡視黃思明簽呈暨地圖及預算表抄附呈請擴充蚌埠緝私局請」(民國二十八年三月十日收、吳發字第309号)、中国第二歴史檔案館藏(維新政府財政部檔案、全宗2104、案卷号933)。
- (82) 前掲「中支塩ノ國內配給關係調査報告書(下流編)」(一九四〇年八月)。
- (83) 興亜院華中連絡部「中支米ノ獲得狀況並ニ配給統制狀況」(一九四二年一月三〇日)、外務省外交史料館藏(外務省記録「大東亜戦争中ノ帝國ノ对中国經濟政策關係雜件ノ食料需給対策關係 第二卷」)。ちなみに、同報告書中に併記されている「國民政府ノ買付狀況」には、「國民政府ハ糧食管理委員會ヲシテソノ採辦地区中蕪湖地区(皖南地区)ニ主力ヲ注ギ秬米出廻期以降昭和一六年末迄ニ約二〇、〇〇〇噸ノ買付ヲ完了セリ」と記されている。
- (84) 在上海大使館中支警務部「第二期無錫地区清鄉工作實施狀況」(一九四一年一月二月)、外務省外交史料館藏(外務省記録「大東亜戦争關係一件ノ情報蒐集關係ノ上海情報 第一卷」)。
- (85) 「宣撫班回想録—中国農民への追憶—上海滿鉄會編『長江の流れと共に—上海滿鉄回想録』四九頁。また、前掲『日本帝國主義下の中国—中国占領地經濟の研究』一八四—一八五頁にも華中農民の具体的狀況に関する記述がある。
- (86) 前掲『支那郷鎮雜話』を参照。
- (87) 前掲「中支那重要国防資源食糧作物調査報告書」一四五—一四七頁。
- (88) 前掲「上海を中心とする中支棉花事情」。
- (89) 前掲「中支塩ノ國內配給關係調査報告書(下流編)」。
- (90) 蚌埠特務機關原田調査官「淮河ノ解放及蚌埠日華雜穀共同委員會ノ成立ニ就テ」(一九四三年一月一七日)、外務省外交史料館藏(外務省記録「大東亜戦争中ノ帝國ノ对中国經濟政策關係雜件ノ食料需給対策關係 第二卷」)。
- (91) 同右。
- (92) 興亜院華中連絡部「占領地区ト敵遊撃地区トノ物資交流關係—經濟遊撃活動ノ実狀ト敵地ニ於ケル民衆組織(皖北ヲ中心トシテ)」(一九三九年一月二月)。
- (93) 華中蚕絲股份有限公司呈文(民國二十八年十月二十三日、華蚕発第1693号)、中国第二歴史檔案館藏(維新政府実業部檔案、全宗2103、案卷号285、『実業部管理絲蚕事業卷』)。

- (94) 前掲、齊春風『中日經濟戰中の走私活動(一九三七—一九四五)』第一八三頁。
- (95) 「為關於瑞商 Charles Rudolph Co. 公司採辦乾繭運滬轉歐：」(民國二十八年八月十五日、快郵代電第商32449号)、中国第二歷史檔案館藏(財政部貿易委員會檔案、全宗309、案卷号5113)。
- (96) 前掲「中支那重要国防資源生糸調查報告書」二八五—二八八頁。
- (97) 中華民國維新政府『中華民國維新政府概史』一九四〇年、一三三、一三八—一四〇頁。
- (98) 南滿州鐵道株式会社上海事務所調查室「安徽省警察制度概況(中南支行政機構調查資料第一三輯)」一九四〇年、六八頁。
- (99) 南滿州鐵道株式会社上海事務所調查室「維新政府浙江省地方行政組織ノ諸機能(中南支行政機構調查資料第九輯)」一九四〇年、二〇—二二頁。